

平成 2 8 年 第 3 回

千 早 赤 阪 村 議 会 定 例 会
会 議 録

平成 2 8 年 9 月 1 日 開会

2 3 日 間

平成 2 8 年 9 月 2 3 日 閉会

千 早 赤 阪 村 議 会

平成28年第3回千早赤阪村議会定例会会議録（第1号）

1. 招集年月日

平成28年9月1日

2. 招集の場所

千早赤阪村役場 二階議事堂

3. 出席議員

1番 井上昭司

2番 関口ほづみ

3番 徳丸幸夫

4番 浅野利夫

5番 清井浩

6番 田中博治

7番 山形研介

4. 欠席議員

なし

5. 署名議員

6番 田中博治

7番 山形研介

6. 職務のため議場に出席した者の職氏名

局長 松村典英 主査 井ノ本純一

7. 地方自治法第121条により、説明のため出席した者の職氏名

村長 松本昌親 副村長 清水秀都

教育長 矢倉龍男 人事財政課長 菊井佳宏

会計管理者兼
総務課長 中野光二 住民課長 池西昌夫

健康福祉課長 和田博幸 健康福祉課参事 西口美和

まちづくり課長 森田洋文 理事 高橋昭二

施設整備課長 赤阪秀樹 理事 西川浩和

理事 松本賢一 教育課長 北浦秀明

教育課参事 近藤和浩

8. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸報告

日程第4 議案第53号 千早赤阪村事務分掌条例の改正について

日程第5 議案第54号 千早赤阪村特別職報酬等審議会条例の改正について

- 日程第 6 議案第 55 号 平成 28 年度千早赤阪村一般会計補正予算（第 3 号）
について
- 日程第 7 議案第 56 号 平成 28 年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 8 議案第 57 号 千早赤阪村過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第 9 報告第 2 号 平成 27 年度健全化判断比率について
- 日程第 10 報告第 3 号 平成 27 年度資金不足比率について
- 日程第 11 議案第 58 号 平成 27 年度千早赤阪村一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 12 議案第 59 号 平成 27 年度千早赤阪村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 13 議案第 60 号 平成 27 年度千早赤阪村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 14 議案第 61 号 平成 27 年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 15 議案第 62 号 平成 27 年度千早赤阪村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 16 議案第 63 号 平成 27 年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 17 議案第 64 号 平成 27 年度千早赤阪村水道事業会計決算認定について

午前9時59分 開会

○井上議長 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は7名でございます。定足数に達しておりますので、平成28年第3回千早赤阪村議会定例会を開会いたします。

まず初めに、松本村長より御挨拶がございます。

○松本村長 皆さんおはようございます。

本9月議会でございますが、私が4期目に当選させていただきまして、臨時議会がございましたが、初めての本会議というところでございまして、一言皆さんに御挨拶したいと思います。

私は、ちょうど3期、12年間、合併問題ほか種々の問題がございましたが、村の財政状況は近畿財務局からもお墨つきをいただけるようないい状況となりました。

さて、財政的な基盤ができた4期目の4年間でございますが、私は村の発展に何をすればいいのかといろいろ考えてまいりました。

1つ目は、いかなる投資をするにいたしましても、財政規律はきっちり守ること。

それから、2つ目でございますが、市街化調整区域の問題は村の発展のために運用面で考慮するとの府の確約をいただきました。日本で初めての過疎からの脱却に向けた村の取り組みを行ってまいります。

それから、3つ目でございますが、村の事業の取捨選択を厳しく行い、全ての事業のスピードアップを図りたい。この3つでございます。

結果として、非常に簡素な行政、住民に対しては親切で早い行政を行う、これが私の思いでございます。村を元気にするのも元気をなくすのも、全て議員の皆さんの協力次第と思っております。過疎から脱却できるパワーを皆さんからいただきながら、精いっぱい頑張りたいと思います。皆さんの御指示、協力をお願いし、第4期目の御挨拶といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○井上議長 次に、8月23日に開催されました議会運営委員会の報告を求めます。

清井議会運営委員長。

○清井議会運営委員長 去る8月23日に開催いたしました議会運営委員会におきまして、今期定例会の上程予定議案についての審議方法を審査いたしましたので、御報告申し上げます。

まず、本日の付議案件は、議事日程のとおり、議案第53号から議案第57号の5議案、財政指標の報告2件、議案第58号から議案第64号の決算認定7議案の14議案でございます。

審議方法につきましては、議案第53号から議案第57号の5議案は、村長の提案理由及び総括質疑の後、所管の常任委員会及び特別委員会に付託することに決しております。

次に、報告第2号から議案第64号までの報告2件及び決算認定7議案を一括議題として、監査結果の報告、報告第2号及び報告第3号の財政指標の報告を行い、議案第58号から議案第64号の7議案について、村長の提案理由及び総括質疑の後、決算特別委員会を設置して審議することに決しております。

なお、今期定例会の会期は本日9月1日から9月23日までの23日間と決しておりますので、あわせて御報告申し上げます。

以上でございます。

○井上議長 ありがとうございます。

これより本日の日程に入ります。

~~~~~

○井上議長 議事日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、6番田中議員、7番山形議員を指名いたします。

~~~~~

○井上議長 議事日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日9月1日から23日までの23日間といたしたいと思っております。これに異議ありませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日9月1日から23日までの23日間と決しました。

~~~~~

○井上議長 議事日程第3、諸報告に入ります。

南河内環境事業組合議会の徳丸議員から、組合議会の定例会の経過報告がございます。

徳丸議員。

○徳丸議員 去る8月19日に開催されました第2回南河内環境事業組合議会定例会について報告を申し上げます。

本会議前に議員全員協議会が開催され、組合事務局から組合副管理者と議会議員の異動の報告、議会運営委員長から運営委員の異動、会期は1日とするなどの報告がありました。

次に、事務局から、平成27年度決算の概要説明が本会議前に行われ、説明に対して11月からのごみ処理手数料値上げに伴う持ち込みごみの量の変化などについて質疑がありました。

持ち込みごみの量は、27年度4,541トン、前年度比292トンの減であることなどの答弁がありました。

次に、組合3施設において、施設整備にかかわる基本的な考え方並びに第2清掃工場の基幹的設備改良工事の整備計画についての説明がありました。

続いて、本会議では11件の提出案件がありました。副管理者の異動、組合議会議員の異動の報告の後、承認案件7件、平成27年度決算が審議され、いずれも原案どおり承認、認定されました。

以上で簡単ですが報告とさせていただきます。

なお、詳細につきましては、資料等が事務局にありますので、ごらんいただきたいと思います。

以上です。

○井上議長 以上で諸報告を終わります。

~~~~~

○井上議長 議事日程第4、議案第53号千早赤阪村事務分掌条例の改正についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第53号は、千早赤阪村事務分掌条例の一部改正についてでございます。

本議案は、組織機構改革を行い、村の課題に対し迅速かつ的確に処理していくため、条例の一部を改正するものでございます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げ、提案の理由並びに説明いたします。

○井上議長 これより本案に対する総括質疑に入ります。

(「質疑なし」との声あり)

○井上議長 ないようですので、これにて本案に対する総括質疑を終結いたします。

議案第53号につきましては、会議規則第38条第1項の規定により総務民生常任委員会に付託いたします。

~~~~~

○井上議長 議事日程第5、議案第54号千早赤阪村特別職報酬等審議会の条例の改正についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第54号は、千早赤阪村特別職報酬等審議会条例の一部改正についてでございます。

本議案は、特別職報酬等審議会の適切な審議を確保するため、委員の選定条件の改正を行うものでございます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げ、提案の理由並びに説明いたします。

○井上議長 これより本案に対する総括質疑に入ります。

(「質疑なし」との声あり)

○井上議長 これにて本案に対する総括質疑を終結いたします。

議案第54号につきましては、会議規則第38条第1項の規定により総務民生常任委員会に付託いたします。

~~~~~

○井上議長 議事日程第6、議案第55号平成28年度千早赤阪村一般会計補正予算(第3号)についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第55号は、平成28年度千早赤阪村一般会計補正予算(第3号)についてでございます。

本議案は、歳入歳出それぞれ2億6,130万6,000円を追加いたしまして、予算総額を32億5,647万8,000円とするものでございます。

主な内容でございますが、平成27年度繰越金確定に伴い、財政調整基金及び村債管理基金への積み立てを行うものでございます。

また、老朽化した村道改修のスピードアップを図るため、道路維持費の拡充や10月からB型肝炎ワクチンが定期予防接種に移行されることに伴い、本村独自で任意予防接種を拡充するための経費などがございます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げ、提案の理由並びに説明いたします。

○井上議長 これより本案に対する総括質疑に入ります。

(「質疑なし」との声あり)

○井上議長 これにて本案に対する総括質疑を終結いたします。

議案第55号につきましては、会議規則第38条第1項の規定により総務民生常任委員会並びに文教建設常任委員会にそれぞれ所管の項目を分割付託いたします。

~~~~~

○井上議長 議事日程第7、議案第56号平成28年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第56号は、平成28年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)についてでございます。

事業勘定の補正でございますが、歳入歳出それぞれ145万円を追加いたしまして、予算総額を10億6,466万4,000円とするものでございます。

内容でございますが、退職被保険者に係る療養給付費交付金費の前年度における精算返還金等を補正するものでございます。

財源につきましては、繰越金を充てるものでございます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げ、提案の理由並びに説明いたします。

○井上議長 これより本案に対する総括質疑に入ります。

(「質疑なし」との声あり)

○井上議長 これにて本案に対する総括質疑を終結いたします。

議案第56号につきましては、会議規則第38条第1項の規定により総務民生常任委員会に付託いたします。

~~~~~

○井上議長 議事日程第8、議案第57号千早赤阪村過疎地域自立促進計画の変更についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第57号は、千早赤阪村過疎地域自立促進計画の変更についてでございます。

本議案は、平成28年度予算の確定に伴い、本村の過疎地域自立促進計画の本文中に事業名と事業内容の追加及び変更が必要となったため、過疎地域自立促進特別法の規定によ

り議会の議決を求めるものでございます。

なお、大阪府知事との協議につきましては、平成28年8月26日付で協議が調い今回の提案となったものでございます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げ、提案の理由並びに説明いたします。

○井上議長 これより本案に対する総括質疑に入ります。

(「質疑なし」との声あり)

○井上議長 これにて本案に対する総括質疑を終結いたします。

議案第57号につきましては、会議規則第38条第1項の規定により過疎地域自立促進特別委員会に付託いたします。

~~~~~

○井上議長 議事日程第9、報告第2号平成27年度健全化判断比率についてから議事日程第17、議案第64号平成27年度千早赤阪村水道事業会計決算認定についての報告2件及び決算認定7議案を会議規則第36条の規定により一括議題といたします。

監査委員を代表して監査結果報告をお願いします。

浅野監査委員。

○浅野議員 平成27年度監査結果報告。

平成28年8月9日、平成27年度の各決算とあわせて財政健全化比率及び資金不足比率の審査を行いました。いずれも適正なものと認めております。なお、監査委員の合議により、以下の意見を付しております。

一般会計並びに特別会計は、記入のとおりであります。

見ていただきましたとおり、前年よりかなりよくなっているということが判明いたしました。ただ、水道会計におきまして、いろいろと欠損が出たり、累積赤字の解消に向けて、欠損の解消に向けて対策を講じられたいという旨の意見を付しております。それと、さらに水道の老朽管の更新工事を実施するとともに、漏水の早期発見、改修に努め、有収率の向上に努められたいということを特に強調しております。あと、会計処理につきましても、プログラミングを見直しケース把握の上、正確に計上されたいということで、数値上は特に問題はありませんでしたけれども、そういう手法につきまして意見を申し添えておりますので、じっくりまたごらんいただきたいと思います。

以上をもちまして監査報告を終わります。

○井上議長 次に、報告第2号平成27年度健全化判断比率について及び報告第3号平成27年度資金不足比率についての報告を求めます。

松本村長。

○松本村長 ただいま一括上程されました報告第2号及び報告第3号、平成27年度健全化判断比率並びに資金不足比率の報告についてでございます。

本件につきましては、地方公共団体の財政健全化に関する法律第3条第1項及び22条第1項の規定により御報告いたすものでございます。

内容につきましては担当より説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○井上議長 詳細説明を菊井人事財政課長。

○菊井人事財政課長 それでは、報告第2号平成27年度健全化判断比率及び報告第3号平成27年度資金不足比率につきまして御報告申し上げます。

まず初めに、報告第2号の平成27年度健全化判断比率について、公表が義務づけられております4指標を御報告いたします。

それぞれの指標が算定されていない場合につきましては横バーで表示しております。また、括弧内の数字につきましては早期健全化基準を記載しております。

それでは、それぞれの指標の算定結果を御説明させていただきますので、3枚目の裏面の総括表②をごらんください。

まず、実質赤字比率でございますが、これは一般会計を対象とした赤字額の標準財政規模に対する比率でございます。決算額は黒字となりましたのでマイナス4.85となっております。これは黒字ということをお知らせしております。

次に、連結実質赤字比率でございますが、これは全会計を対象とした赤字額の標準財政規模に対する比率でございます。全会計とも赤字がなく連結実質赤字比率はマイナス8.5となり、赤字が算定されていないので前のページの総括表①の実質赤字比率と連結実質赤字比率につきましては横バー表示で記載しております。

次に、次のページの総括表の③、中段右端の実質公債費比率でございますが、これは元利償還金及び元利償還金に準ずる一部事務組合等の負担金、これらに対する標準財政規模に対する比率でございます。過去3カ年平均をしたもので、比率としまして11%となり、昨年度の比率の13.1%より2.1ポイント改善いたしました。この比率が18%以上の場合は起債発行の許可団体となり、25%以上となれば早期健全化団体となりますが、これにつきましても基準内でございます。

最後のページの総括表の④、将来負担比率をごらんください。

将来負担比率は、将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率でございます。地方債残高、公営企業への繰り出しの見込み額、また退職手当の将来負担額などを計算したもので、比率としまして4.4%となりました。早期健全化の基準が350%と

なっておりますので、これにつきましても基準内でございます。

結果としまして、4指標のいずれの比率につきましても早期健全化の基準を超えなかったということでございます。

続きまして、報告第3号をごらんください。

報告第3号は、平成27年度資金不足比率についての御報告を申し上げます。

これは、公営企業ごとの資金の不足額の事業規模に対する比率でございまして、いずれの公営企業につきましても資金不足が発生しないということで、資金不足比率につきましては算定されていないということから横バー表示となっております。

以上、簡単ではございますが御報告とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○井上議長 これより報告第2号及び報告第3号に対する質疑に入ります。

(「質疑なし」との声あり)

○井上議長 これにて質疑を終結いたします。

次に、議案第58号から議案第64号の決算認定7議案について提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 ただいま一括上程されました議案第58号から議案第64号は、平成27年度千早赤阪村一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計につきまして、決算認定をお願いするものでございます。

地方自治法第233条第2項の規定並びに水道事業につきましては地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、去る8月9日に決算監査をお願いいたしまして、その結果につきましては、ただいま代表して浅野議員より御報告いただいたとおりでございます。

細部につきましては、後ほど別冊の平成27年度決算概要実績報告書で御説明いたしますが、私のほうから総括的な説明を会計ごとに申し上げます。

まず、議案第58号平成27年度千早赤阪村一般会計歳入歳出決算でございますが、歳入合計が32億4,681万7,000円、歳出合計が31億1,133万5,000円で、差し引き1億3,548万2,000円は翌年度へ繰り越すものでございます。

まず、歳入についてでございますが、村税につきましては、前年度と比較し262万8,000円、率にいたしまして0.49%減少し、5億3,062万5,000円となりました。主な要因は、3年に1度の固定資産税評価がえの見直しにより減収となっております。

次に、地方交付税でございますが、特別交付税は604万円減少いたしました。普通

交付税については人口減少等特別対策事業費が新たに創設されたことから7,850万6,000円ふえ、総額では5.48%増の13億9,391万4,000円となりました。

次に、国庫支出金については、学校施設環境改善交付金や地域住民生活等緊急支援交付金などの減少により、1億7,580万5,000円となりました。また、府支出金につきましては、市町村振興補助金などが減少したことにより2億1,225万4,000円となりました。また、繰入金でございますが、本年度引き続き基金の取り崩しは行っておりません。

村債については、過疎対策事業債、ハード分の2億1,900万円がふえたことなどにより、全体で6,671万2,000円の増加となりました。

一方、歳出については、経常的なものを除く主な事業を款ごとに申し上げ、説明にかえさせていただきます。

まず、総務費では、地区防犯灯LED化整備補助や人口ビジョン及び総合戦略策定委託を始め、ちはやあかさか魅力向上プロモーション事業などを行いました。また、剰余金を財政調整基金に積み立てました。

民生費では、男女共同参画の実現に向け、男女共同参画推進計画第2期の策定や保育料を国基準の80%から70%へ負担軽減を行い、子どもを産み育てやすい環境づくりに取り組みました。

衛生費では、浄化槽設置整備補助金の補助額を大幅に増額するとともに、浄化槽設置後の維持管理に対する補助を新たに創設いたしました。また、健康ちはやあかさか21第3期計画の策定、がん検診や骨粗鬆症検診などの無料化、任意予防接種費用の継続助成などにより村民の皆さんの健康増進、疾病予防に努めました。

農林水産業費では、こごせの里棚田夢灯り&収穫祭事業の実施や農道舗装・用水路整備地区補助事業、森林環境保全整備事業などに対する補助を拡充させました。

商工費では、多くの登山者に村の魅力や情報を提供するため、金剛山ビジターセンターの建設に向けた基本計画を策定いたしました。また、華やいで大阪・南河内観光キャンペーン協議会や河内長野市との奥河内構想の取り組みなど、近隣市町との連携を図りながら観光客の集客力アップに努めました。

土木費では、下水道事業特別会計への繰り出しや村民の皆さんの日常生活が円滑に行えるよう道路橋の補修工事や村道整備及び舗装工事を行うとともに、村道の舗装工事等について適正な維持管理を行えるよう村道整備計画を策定しました。また、村内における交通不便地域の解消と高齢者の健康増進や外出機会の増加を目指し、地域公共交通協議会での

検討内容を踏まえ実証実験を行いました。

消防費では、富田林消防署の消防事務委託料や消防団の車両2台の更新、千早赤阪分署に配置している消防ポンプ車の更新を行いました。

次に、教育費では、南河内で初めてとなる全ての幼稚園及び小学校の普通教室にエアコンを設置いたしました。また、スクールバスについては、通学の安全確保と効率的な経費執行を図るため、バス4台を新たに購入しました。

学校給食センターについても、老朽化が進んでいたことから大規模改修や厨房機器の更新などを行いました。

以上が歳入歳出の概要でございますが、決算収支の状況といたしましては、実質収支では黒字を堅持し、単年度収支、実質単年度収支ともに黒字となりました。また、自治体の財政状況を示す4指標に当てはめても、実質赤字比率や連結実質赤字比率は黒字決算のため該当せず、実質公債費比率は前年の13.1%から11%に改善されており、将来負担比率についても前年度の17.7%から4.4%となるなど、本村の財政状況はおおむね健全な状況となっております。しかしながら、その一方で村税などの自主財源は歳入全体の23.9%しかなく、地方交付税や国府支出金などの依存財源に頼らざるを得ない状況が続いており、財政力指数は3カ年平均で0.32と低く、決して楽観視できるものではございません。引き続き行財政改革に取り組むとともに、選択と集中による事業展開を行ってまいり所存でございます。

以上が一般会計の決算概要でございます。

次に、議案第59号千早赤阪村国民健康保険特別会計歳入歳出決算概要でございます。

まず、事業勘定の歳入決算額は11億505万2,000円で、対前年度比11.01%の増、歳出決算では10億9,423万6,000円で対前年度比20.36%の増、差し引き1,081万6,000円は翌年度へ繰り越します。

歳入の主な増は、国庫支出金5,621万7,000円の増や共同事業交付金1億1,410万9,000円の増等でございます。減の主なものは、国民健康保険料5,242万2,000円の減や前期高齢者交付金の5,051万8,000円の減などでございます。

次に、歳出の主な増は、保険給付費が8,362万8,000円の増や共同事業拠出金1億2,469万2,000円の増などでございます。減の主なものは、介護納付金696万4,000円の減や諸支出金1,290万2,000円の減などでございます。

続きまして、直営診療施設勘定の歳入歳出決算概要でございますが、歳入の決算額は1,170万6,000円で、前年度に比べ7万6,000円の減でございます。歳出

は、1,170万6,000円で、前年度に比べ8万5,000円の増でございます。

主な内容は、歳入では繰入金で千早診療所の僻地診療所の運営補助として国保事業勘定から繰り入れを含む1,114万7,000円でございます。歳出では、総務費が561万円で機械器具費などの増により前年度比1.5%の増でございます。

受診者につきましては6,009人で、前年度と比べ58人、0.9%減少しているところです。

次に、議案第60号平成27年度千早赤阪村介護保険特別会計歳入歳出決算概要でございます。

歳入決算額は6億7,932万6,000円、前年度に比べ6.1%の増でございます。また、歳出は6億7,447万4,000円で、前年度に比べ7%の増となりました。差し引き485万2,000円は翌年度へ繰り越します。

主な内容は、歳出の91%を占める保険給付費が前年度に比べ1,740万1,000円の増でございます。また、歳入では、保険料の見直しなどにより3,915万6,000円の増となりました。

次に、議案第61号平成27年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算概要でございます。

歳入決算額は9,303万6,000円で、その主なものは保険料が6,864万円、一般会計繰入金2,416万7,000円などでございます。

歳出決算額は9,259万円で、その主なものは事務費経費として総務管理費377万9,000円、後期高齢者医療広域連合納付金が8,880万7,000円などございまして、歳入から歳出を差し引き、446万円は翌年度へ繰り越します。

次に、議案第62号平成27年度千早赤阪村下水道事業特別会計決算概要でございます。

歳入歳出決算額は、それぞれ2億3,053万2,000円でございます。

歳入決算額の主な内容でございますが、分担金及び負担金が91万5,000円で、平成27年度供用を開始した桐山地区、二河原辺地区の一部1.30ヘクタール及び分割納付に対する受益者負担金でございます。下水道使用料は4,677万円、国庫補助金として1,700万円、一般会計からの繰り入れが1億603万2,000円、諸収入として151万3,000円、村債で5,830万円でございます。

次に、歳出については、下水道総務費は1,953万6,000円で、人件費、使用料徴収事務委託料などが主なものでございます。下水道建設費は7,504万7,000円で、委託料で108万円、汚水管渠布設工事などで3,648万9,000円、汚水管渠

布設工事後舗装本復旧工事で466万4,000円が主なものでございます。下水管管理費は3,732万1,000円で、施設維持管理委託料及び流域下水道維持管理負担金が主なものでございます。公債費は9,862万6,000円でございます。

なお、平成27年度末までの整備面積は201.61ヘクタールで、全体計画面積371ヘクタールのうち54.3%を整備いたしました。普及状況では、供用開始区域内は4,181人となり、普及率は75.1%、水洗化率は87.8%となりました。

次に、議案第63号平成27年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計決算概要でございます。

歳入決算額については、索道事業収入、繰越金、指定管理者納付金等の諸収入及び基金の利子である財産収入、観光事業債で、9,786万2,000円でございます。

歳出決算につきましては、総務費、観光事業費、公債費及び諸支出金で7,890万円となっており、観光事業のうち索道事業費については、施設整備関係でロープウェイ緊張索取りかえ、平衡索誘導滑車ゴムブロックベアリング取りかえ、搬器窓取りかえ、客車放送設備更新工事と毎年実施している平衡索切り詰め工事を行いました。歳入から歳出の差し引き1,896万2,000円は翌年度へ繰り越します。

次に、議案第64号平成27年度千早赤阪村水道事業会計決算概要でございます。

平成27年度末における業務状況は、給水人口は5,539人で、前年度に比べまして148人の減、給水戸数は2,400戸で対前年度5戸の減となりました。年間総配水量は73万8,151立方メートル、年間総有収水量は58万7,829立方メートルで、前年度に比べ1%の減となりました。有収水量の減は、給水人口及び戸数の減が主な要因と考えております。

次に、財政状況については、営業関係の総収益で1億3,738万4,307円と、前年度に比べ9%減少いたしました。一方、総費用でも1億4,181万4,957円となり、前年度に比べ10.6%減少しているものの、前年度に引き続き赤字決算で443万650円の純損失が生じております。前年度からの繰越欠損金、その他未処分利益剰余金変動額の合計2,173万2,848円は、当年度未処理欠損金として翌年度へ繰り越します。

次に、資本的収支決算の資本的収入額は、企業債、工事負担金、一般会計からの出資金、国庫補助金で1億7,624万1,890円となりました。また、資本的支出額は、千早浄水場更新工事、老朽管更新工事などで2億5,040万4,472円となりました。

決算の概要は以上のとおりでございますが、今後も厳しい経営環境の中、各種事業を推

進しながら経費節減に努め、水道水をより安定的に供給できるように努力してまいります。

以上が一般会計、各特別会計並びに水道事業会計の平成27年度歳入歳出決算の概要でございます。

よろしく御審議を賜りまして、御認定いただきますようお願い申し上げ、提案の理由といたします。

○井上議長 これより7議案に対する総括質疑に入ります。

関口議員。

○関口議員 平成27年度決算について、日本共産党議員団を代表して総括質問をいたします。

27年度決算は、健全化判断比率や実質収支、経常収支比率、積立金残高など、この数年の村財政は、先ほどの村長の提案にもありましたように、ほぼ健全と判断いたします。細かい分析は決算委員会で審議されることとなりますので、私は27年度の村政運営について幾つか質問をいたします。

27年度の主な事業についてですが、主な歳出の中に地区防犯灯整備事業やちはやあかさか魅了向上プロモーション事業、公共交通システム構築事業など、住民の福祉の向上や子ども医療費助成、保育料軽減などの子育て支援、教育の充実など、25の事業が上げられております。特に、新規事業の中のプロモーション事業、奉建塔周辺事業は、村の観光、集客につながっているのか。また、再生可能エネルギービジョン策定については、村がエネルギー政策についてどのように考えているのかも大事だと思います。危険な原発に頼らない考え方や原発の再稼働に反対する運動が広がる中で、村としてはエネルギー政策に対してどのように考えるのかも重要だと思います。村長はエネルギー政策についてどのように考えているのかお伺いしたいと思います。ビジターセンター基本計画策定業務についても、今後の村づくり、村活性化や住民の暮らしを守ることにつながる内容になっているのかなど検証が必要だと思います。

以上の事業についての進捗状況、今後の対応について伺います。

次に、役場庁舎整備事業について質問をいたします。

平成27年度予算には、くすのきホールを解体して庁舎を建設するための設計委託予算1,653万1,000円が計上され、基本設計が立てられました。しかし、この計画に対して、アクセスの問題やくすのきホールを解体することなどへの住民の批判がある中、強引に進め、予算が大幅にふえるという理由で見直しざるを得なくなりました。村としては、住民の声を聞き入れての見直しではなく、予算が大幅にふえるので見直しするという

ことになりました。しかし、予算的に村の財政でいけるのであれば、またもとの案が浮上するのではないかと、こういう不安の声もまだまだ残っております。このことを村長はどのように受けとめられているのかお伺いいたします。住民の意見を謙虚に受けとめ、慎重に計画を立てるべきではなかったでしょうか。こうしたことの反省に立ち、新たに発足する検討委員会では住民の意見を取り入れ、慎重に計画を立てるべきと考えます。村長の今後の対応について伺います。

以上、よろしくお願いいたします。

○井上議長 松本村長。

○松本村長 平成27年度の主な事業について御答弁申し上げます。

ちはやあかさか魅力向上プロモーション事業につきましては、観光プロモーション動画やポスター制作等を行い、ユーチューブで動画配信や大阪市営地下鉄の主要駅構内でポスターの駅張りを実施し、交流人口の増加に向けた事業を展開いたしました。平成28年度は、定住促進を意識した内容へ変更し、昨年度に引き続き動画やパンフレット等の制作を予定しており、村のよさである自然と結びついた生活や暮らしにかかわるコンテンツを発信し、定住促進に向けた事業を展開してまいりたいと考えております。

奉建塔周辺整備事業につきましては、スイセンの丘を購入し、奉建塔周辺にぎわい交流ゾーンの整備構想を策定いたしました。

再生可能エネルギービジョンの策定業務につきましては、二酸化炭素排出抑制対策事業補助金を活用し、村の自然エネルギー賦存量を調査し、新庁舎や金剛山ビジターセンターへの導入の可能性を調査いたしました。

金剛山ビジターセンター基本計画策定業務につきましては、本年3月に整備基本計画を策定し、全員協議会において説明させていただいたところでございます。

各事業の今後の対応につきましては、村の最重要課題である新庁舎の検討状況を見きわめながら、将来の財政状況を勘案しつつ、事業の是非や実施時期を判断してまいります。

次に、新庁舎建設計画の見直しについてでございますが、基本設計業務を進めていく中で諸課題が明らかになり、今後の財政運営への影響が懸念されることから計画を見直すこととし、不十分な点があったことについては住民説明会でも述べたように反省しているところでございます。また、より多くの村民の御意見をお聞きするため、庁舎建設検討委員会に新たに4名の公募委員を追加したところであり、今後は住民アンケートなどを実施しながら庁舎建設を進めていきたいと考えております。

○井上議長 ほかにございませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○井上議長 ほかにはないようですので、これにて本案に対する総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第58号から議案第64号までの7議案については、7人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することといたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、議案第58号から議案第64号までの7議案については、7人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決しました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により議長が会議に諮って指名することになっておりますが、本特別委員会は全員の議員をもって構成する特別委員会でありますので、議長からの指名を省略したいと思いますが、これに異議ありませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、議長からの指名を省略することにし、全員の議員を決算特別委員会委員に選任することに決しました。

次に、ただいま選任されました決算特別委員会の委員長及び副委員長は、委員会条例第8条第2項の規定により、委員会において互選することとなっております。

ここで休憩に入り、議長室で決算特別委員会の開催を願い、正副委員長の互選をお願いします。

11時から再開いたします。

午前10時50分 休憩

午前11時00分 再開

○井上議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

決算特別委員会の正副委員長の互選の結果を事務局長より報告させます。

○松村議会事務局長 御報告申し上げます。

決算特別委員会委員長に田中議員、副委員長に井上議員。

以上でございます。

○井上議長 以上のとおり互選されました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これで本日の会議を閉じ、散会いたします。

なお、決算特別委員会はあす9月2日の午前10時から開会いたしますので、よろしく  
お願いいたします。

どうも皆さん御苦労さまでございました。

午前11時00分 散会

平成28年第3回千早赤阪村議会定例会会議録（第2号）

1. 招集年月日

平成28年9月23日

2. 招集の場所

千早赤阪村役場 二階議事堂

3. 出席議員

|    |      |    |       |
|----|------|----|-------|
| 1番 | 井上昭司 | 2番 | 関口ほづみ |
| 3番 | 徳丸幸夫 | 4番 | 浅野利夫  |
| 5番 | 清井浩  | 6番 | 田中博治  |
| 7番 | 山形研介 |    |       |

4. 欠席議員

なし

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名

局長 松村典英 主査 井ノ本純一

6. 地方自治法第121条により、説明のため出席した者の職氏名

|                |      |         |      |
|----------------|------|---------|------|
| 村長             | 松本昌親 | 副村長     | 清水秀都 |
| 教育長            | 矢倉龍男 | 人事財政課長  | 菊井佳宏 |
| 会計管理者兼<br>総務課長 | 中野光二 | 住民課長    | 池西昌夫 |
| 健康福祉課長         | 和田博幸 | 健康福祉課参事 | 西口美和 |
| まちづくり課長        | 森田洋文 | 理事      | 高橋昭二 |
| 施設整備課長         | 赤阪秀樹 | 理事      | 西川浩和 |
| 理事             | 松本賢一 | 教育課長    | 北浦秀明 |
| 教育課参事          | 近藤和浩 |         |      |

7. 議事日程

日程第 1 議案第53号 千早赤阪村事務分掌条例の改正について（委員長報告）

日程第 2 議案第54号 千早赤阪村特別職報酬等審議会条例の改正について（委員長報告）

日程第 3 議案第55号 平成28年度千早赤阪村一般会計補正予算（第3号）について（委員長報告）

日程第 4 議案第56号 平成28年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予

算（第3号）について（委員長報告）

- 日程第 5 議案第 57号 平成28年度千早赤阪村過疎地域自立促進計画の変更  
について（委員長報告）
- 日程第 6 議案第 58号 平成27年度千早赤阪村一般会計歳入歳出決算認定に  
ついて（委員長報告）
- 日程第 7 議案第 59号 平成27年度千早赤阪村国民健康保険特別会計歳入歳  
出決算認定について（委員長報告）
- 日程第 8 議案第 60号 平成27年度千早赤阪村介護保険特別会計歳入歳出決  
算認定について（委員長報告）
- 日程第 9 議案第 61号 平成27年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計歳入  
歳出決算認定について（委員長報告）
- 日程第10 議案第 62号 平成27年度千早赤阪村下水道事業特別会計歳入歳出  
決算認定について（委員長報告）
- 日程第11 議案第 63号 平成27年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計歳入  
歳出決算認定について（委員長報告）
- 日程第12 議案第 64号 平成27年度千早赤阪村水道事業会計決算認定につい  
て（委員長報告）
- 日程第13 議案第 65号 平成28年度千早赤阪村一般会計補正予算（第4号）  
について
- 日程第14 次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関す  
る事項について
- 日程第15 過疎地域自立促進特別委員会の閉会中の所管事務調査について
- 日程第16 庁舎建設特別委員会の閉会中の所管事務調査について
- 日程第17 一般質問

午前9時59分 開議

○井上議長 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は7名でございます。定足数に達しておりますので、平成28年第3回千早赤阪村議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

~~~~~

○井上議長 日程第1、議案第53号から日程第4、議案第56号までの4議案につきましては、9月1日の本会議において総務民生、文教建設所管の常任委員会に付託しております。

まず、総務民生常任委員長より委員会の審査の経過及び結果について順次報告をいただき、委員長報告に対する質疑を行います。引き続き、文教建設常任委員長より委員会の審査の経過及び結果について報告をいただき、委員長報告に対する質疑を行い、1議案ごとに討論、採決を行います。

次に、日程第5、議案第57号につきましては、9月1日の本会議において過疎地域自立促進特別委員会に付託しております。過疎地域自立促進特別委員長より委員会の経過及び結果について報告をいただき、委員長報告に対する質疑を行い、採決を行います。

次に、日程第6、議案第58号から日程第12、議案第64号までの7議案につきましては、9月1日の本会議において決算特別委員会に付託いたしております。決算特別委員長より委員会の経過報告及び結果について順次報告をいただき、委員長報告に対する質疑を行い、1議案ごとに採決を行います。

それでは、日程第1、議案第53号千早赤阪村事務分掌条例の改正について、議案第54号千早赤阪村特別職報酬等審議会条例の改正について、議案第55号平成28年度千早赤阪村一般会計補正予算（第3号）の総務民生所管分について、議案第56号平成28年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についての4議案について、総務民生常任委員長の報告を求めます。

関口委員長。

○関口総務民生常任委員長 それでは、総務民生常任委員会報告を行います。

去る9月1日の本会議において付託を受けました議案4件の審査を行うため、9月6日午前10時から、松本村長ほか関係職員の出席を求め、委員5名全員出席のもとに開催いたしました。

初めに、議案第53号千早赤阪村事務分掌条例の改正について審査の結果を報告いたします。

審議においては、今回組織を変えるのはなぜか、新庁舎建設を総務課担当で行っているが、なぜ人事財政課に変更するのかの問いがありました。

これに対して、村長のローカルマニフェストを10月から実行するため、幅広い観点から地域戦略室で担当するとのことでした。

今回の機構改革は庁内で十分議論されたのかとの問いに対して、混乱が起らないように条例案が通ればきっちりと動機づけはしていきたい。

さらに、今回の改正点では全て期限つきとなっているがなぜかという問いに対して、民間での考え方と村長の任期を考慮して期限を設けた。新たな組織での対応力を高めて、取り組みのスピードをさらに加速化する効果を期待している。

人事財政課長に権限が集中し過ぎるのではないかと、各課課長の権限のバランスにも配慮した組織が必要ではないかと、地域戦略室を課にする考えはないのかとの問いに対して、村政を進めていく中で中・長期的な収支見通しを踏まえた上で財源に裏打ちされた企画の立案が不可欠であり、今回企画と財政を一体とする改正を行うが、企画系の権限は理事が行う。今回の組織改正では不十分の場合は、課への昇格も検討する。

人を減らす、お金を減らすだけが行政の改革ではないと思う。業務もふえているが、どう考えているのかとの問いに、職員をふやすのではなく事業をスリムにしてスピーディーに事業を行うとのことでした。

なぜ下水道料金に限り今回徴収の専門部署を置くのかとの問いに、来年度より水道が広域水道企業団に統合されるので、統合前の4月までの間に集中して徴収するために給水停止も含めてきっちりと徴収するとのことでした。

慎重審議の結果、全員異議なく、議案第53号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第54号千早赤阪村特別職報酬等審議会条例の改正について審査の結果を報告いたします。

審議においては、改正前の第2条には「議会に提出しようとするときは」と議会という文言が入っているが、改正後はなくなっているが入れる必要はないのかとの問いに、条例上は記載がないが、改正時には議会に提出するものと認識している。今までは議会に提出する場合、審議会を開催し意見を聞いていたが、今の特別職等の報酬水準が適正かどうか意見を聞き報酬を上げる場合も下げる場合もあるので、何年かに一回開催する職員の給与は毎年人事院勧告により1年ごとに民間との差が検証されているとのこと。

第3条の学識経験者はどのような人になるのかとの問いに、まだ検討中だが、例えば大阪府職員のOBなどとのことでした。

以上、慎重審議の結果、全員異議なく、議案第54号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第55号平成28年度千早赤阪村一般会計補正予算（第3号）についての総務民生所管分について審査の結果を報告いたします。

審議において、ふるさと応援基金積立額は予算では1億657万円とされているが、現在どのくらいあるのかとの問いに、寄附額は昨日現在6,774万3,000円と。

B型肝炎ワクチンが定期予防接種となったことによる任意予防接種の具体的な拡大内容はどの問いに、10月からB型肝炎ワクチンの定期予防接種移行により、従来のゼロ歳から2歳未満に行っていた任意予防接種費用助成をゼロ歳児から小学校6年生まで予定しているとのことでした。

公害対策費で、今回不法投棄のあった道路沿いに不法投棄の防止看板20枚をつける予定とのことでした。

以上、慎重審議の結果、全員異議なく、議案第55号の総務民生所管分については本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第56号平成28年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について審査の結果を報告いたします。

慎重審議の結果、全員異議なく、議案第56号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、委員会審査における詳細な内容につきましては、後日委員会記録をごらんいただきたいと思います。

以上で委員長報告を終わります。

○井上議長 これより委員長報告に対する質疑に入ります。

（「質疑なし」との声あり）

○井上議長 これにて質疑を終結いたします。

続きまして、議案第55号平成28年度千早赤阪村一般会計補正予算（第3号）の文教建設所管分について、文教建設常任委員長の報告を求めます。

浅野委員長。

○浅野文教建設常任委員長 それでは、文教建設常任委員会報告をいたします。

去る9月1日の本会議において付託を受けました議案の審査を行うため、9月7日午前10時から、松本村長ほか関係職員の出席を求め、委員5名全員出席のもとに開催をいたしました。

議案第55号平成28年度千早赤阪村一般会計補正予算（第3号）についての文教建設

所管分について審査の結果を報告いたします。

審議においては、道路維持費は具体的にはどの程度予定しているのかとの問いに、当初予算額3,000万円と合わせ5,000万円で工事箇所数は10カ所程度予定している。事前に住民の方々に知らせるよう業者に指導している。

大阪府経営安定所得推進事業の事業内容はどの問いに、転作事業の事務費として過去実際に交付する補助金でアルバイト賃金や消耗品に充てている。

また、転作によって農地を守ることに繋がっているのか、村ではどう判断しているのかとの問いに、この制度は水田の生産調整で水稻、他の作物に転作するための補助で、この事業で直接農の荒廃等の分野ではないと思っているとのこと。今年度の申請は21人の方でした。

地方債の利率表現が7%となぜこのようになっているのか、その都度変えることはないのかとの問いに、過去からなっているが検討するとのこと。

橋梁整備は一級河川の整備であるのか、村道整備であるのかとの問いに、村道の橋は村が整備する。国道、府道にかかる橋は富田林土木が行うとのことでした。

以上、慎重審議の結果、全員異議なく、議案第55号の文教建設所管分については本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、委員会審査における詳細な内容につきましては、後日委員会記録をごらんいただきたいと思えます。

以上で委員長報告を終わります。

○井上議長 これより委員長報告に対する質疑に入ります。

(「質疑なし」との声あり)

○井上議長 これにて質疑を終結いたします。

これより議案第53号千早赤阪村事務分掌条例の改正についてに対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○井上議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○井上議長 これより議案第53号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第54号千早赤阪村特別職報酬等審議会条例の改正についてに対する討論に入ります。

討論される方はありますか。

(「討論なし」との声あり)

○井上議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○井上議長 これより議案第54号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第55号平成28年度千早赤阪村一般会計補正予算(第3号)についてに対する討論に入ります。

討論される方はありますか。

(「討論なし」との声あり)

○井上議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○井上議長 これより議案第55号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第56号平成28年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)についてに対する討論に入ります。

討論される方はありますか。

(「討論なし」との声あり)

○井上議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○井上議長 これより議案第56号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第57号平成28年度千早赤阪村過疎地域自立促進計画の変更について、過疎地域自立促進特別委員長の報告を求めます。

田中委員長。

○田中過疎地域自立促進特別委員長 それでは、過疎地域自立促進特別委員会報告をいたします。

去る9月1日の本会議において付託を受けました議案の審査を行うため、9月9日午前10時から、松本村長ほか関係職員の出席を求め、委員7名全員出席のもとに開催いたしました。

それでは、議案第57号千早赤阪村過疎地域自立促進計画の変更について審査の結果を報告いたします。

議案の詳細説明を受けた後、質疑に入り慎重に審査をいたしました。このような経過を経て議案第57号の質疑を終結した後、採決を行いました。採決の結果、全員賛成となり、議案第57号については本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、委員会審査における詳細な内容につきましては、後日委員会記録をごらんいただきたいと思っております。

以上で委員長報告を終わります。

○井上議長 これより委員長報告に対する質疑に入ります。

(「質疑なし」との声あり)

○井上議長 これにて質疑を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○井上議長 これより議案第57号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○井上議長 続きまして、日程第6、議案第58号平成27年度一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第12、議案第64号平成27年度水道事業会計決算認定についての7議案を一括議題とします。

それでは、議案第58号平成27年度一般会計歳入歳出決算認定について、議案第59号平成27年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第60号平成27年度介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第61号平成27年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第62号平成27年度下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第63号平成27年度金剛山観光事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第64号平成27年度水道事業会計決算認定についての7議案について、決算特別委員長の報告を求めます。

田中委員長。

○田中決算特別委員長 それでは、決算特別委員会報告をいたします。

去る9月1日の本会議において付託を受けました決算認定議案7件の審査を行うため、9月2日の午前10時から、松本村長ほか関係職員の出席を求め、委員7名全員出席のもと開催をいたしました。

初めに、議案第58号平成27年度千早赤阪村一般会計歳入歳出決算認定について審査の結果を報告いたします。

歳入歳出について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査をいたしました。このような経過を経て、議案第58号の質疑を終結した後、採決をいたしました。採決の結果、賛成4人、反対2人となり、賛成多数でありましたので、議案第58号については本会議において原案どおり認定すべきものと決しました。

次に、議案第59号平成27年度千早赤阪村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について審査の結果を報告いたします。

歳入歳出について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査をいたしました。このような経過を経て、議案第59号の質疑を終結した後、採決をいたしました。採決の結果、全員賛成となり、議案第59号については本会議において原案どおり認定すべきものと決しました。

次に、議案第60号平成27年度千早赤阪村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について審査の結果を報告いたします。

歳入歳出について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査をいたしました。このような経過を経て、議案第60号の質疑を終結した後、採決を行いました。採決の結

果、賛成4人、反対2人となり、賛成多数でありましたので、議案第60号については本会議において原案どおり認定すべきものと決しました。

次に、議案第61号平成27年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について審査の結果を報告いたします。

歳入歳出について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査をいたしました。このような経過を経て、議案第61号の質疑を終結した後、採決をいたしました。採決の結果、賛成4人、反対2人となり、賛成多数でありましたので、議案第61号については本会議において原案どおり認定すべきものと決しました。

次に、議案第62号平成27年度千早赤阪村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について審査の結果を報告いたします。

歳入歳出について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査をいたしました。このような経過を経て、議案第62号の質疑を終結した後、採決を行いました。採決の結果、全員賛成となり、議案第62号については本会議において原案どおり認定すべきものと決しました。

次に、議案第63号平成27年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計歳入歳出決算認定について審査の結果を報告いたします。

歳入歳出について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査をいたしました。このような経過を経て、議案第63号の質疑を終結した後、採決を行いました。採決の結果、全員賛成となり、議案第63号については本会議において原案どおり認定すべきものと決しました。

次に、議案第64号平成27年度千早赤阪村水道事業会計決算認定について審査の結果を報告いたします。

歳入歳出について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査をいたしました。このような経過を経て、議案第64号の質疑を終結した後、採決を行いました。採決の結果、全員賛成となり、議案第64号については本会議において原案どおり認定すべきものと決しました。

なお、委員会審査における詳細な内容につきましては、後日委員会記録をごらんいただきたいと思っております。

以上で委員長報告を終わります。

○井上議長 これより委員長報告に対する質疑に入ります。

(「質疑なし」との声あり)

○井上議長 これにて質疑を終結いたします。

これより議案第58号平成27年度一般会計歳入歳出決算認定についてに対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

討論がございますので、まず原案に反対の討論から賜ります。

関口議員。

○関口議員 第58号議案平成27年度一般会計決算認定について、反対の立場で討論いたします。

27年度決算は、健全化判断比率や実質収支、経常収支比率、積立金など、この数年の村財政はほぼ健全傾向と判断いたします。一般会計の積立金残高は17億8,800万円にもなっています。これは、住民負担をふやし、職員人件費削減などによりふえたものだと思います。

一方、村債残高は32億4,100万円あり、うち過疎債は3億9,400万円となっています。過疎債についての返済は3割で、残りの7割は交付税算入されるとはいえ、3年後から始まる過疎債の返済が村の負担とならないよう求めます。

平成27年度予算は、過疎地域に指定され、過疎債を使つての事業が本格的に行われることになりました。村長は国内でいまだ例のない過疎からの脱却が図れるよう、一流の村、魅力ある村を目指し、人口1,000人の増加を目標にしておられますが、その具体策が見えていません。魅力ある村にするため、医療費助成を18歳まで拡充することや村独自の奨学金制度の創設、学校給食費の無料化など、子育て支援の充実を提案してきました。こうしたことに取り組み、現役世代が村に転入することを進めるべきではないでしょうか。

平成27年度予算には、くすのきホールを解体し庁舎を建設するための設計委託予算1,653万1,000円が計上され、基本設計が立てられました。しかし、この計画に対し、アクセスやくすのきホールを解体することなどへの住民の批判がある中、強引に進め、予算が大幅にふえるという理由で見直さざるを得なくなりました。村としては、住民の声を聞き入れての見直しではなく、予算が大幅にふえるので見直しするということになりました。予算的に村の財政がいけるのであれば、またもとの案が浮上するのではないかという不安の声もまだまだあります。住民の意見を謙虚に受けとめ慎重に計画を立てるべきではなかったでしょうか。

以上、村長の村政運営に反対し、討論といたします。

○井上議長 次に、原案に賛成の討論を賜ります。

浅野議員。

○浅野議員 議案第58号平成27年度千早赤阪村一般会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場から討論をいたします。

平成27年度一般会計の決算状況につきましては、村長の提案理由並びに担当課長等により説明を受けたところではありますが、厳しい財政状況の中においても限られた財源を生かし、各事業に積極的に取り組まれていることはまことに喜ばしいことでもあります。特に、都市基盤整備として下水道工事の着実な推進や、道路、その他公共施設の整備、改良、維持補修、教育文化施設の整備など、地域住民の安全・安心な生活環境や福祉、教育の向上に努力されており、私は一定の評価をいたすものでございます。

今後も引き続き厳しい財政状況が続くことが考えられますが、安定した行財政運用を目指すとともに住民福祉の向上に努められますようお願いをし、平成27年度千早赤阪村一般会計歳入歳出決算の賛成討論といたします。

以上。

○井上議長 ほかに討論はございませんか。

(「討論なし」との声あり)

○井上議長 これにて討論を終結いたします。

賛否両論が出ておりますので、起立によって採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成4名 反対2名)

○井上議長 起立多数です。よって、本案は原案のとおり認定されました。

これより議案第59号平成27年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○井上議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

徳丸議員。

○徳丸議員 第59号議案平成27年度千早赤阪村国民健康保険特別会計決算認定について意見を述べます。

国民健康保険料について、長年引き下げを求め多くの村民が署名活動を進め、そのことが実って平成27年度より平均23.1%の引き下げが実施されました。こうしたことを通じて村民の役場への信頼も高くなったのではないのでしょうか。引き続き国保会計の安定運営に努力していただくことは、40歳以上に無料で実施している特定健康診断につい

て、現在20歳から40歳までの若年者に対して3,000円を徴収しております27年度の若年者特定健診の実績は3名であります。働き盛りの若者、若年者に対して無料で実施されることを要望し、意見いたします。

以上です。

○井上議長 これより議案第59号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり認定することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

これより議案第60号平成27年度介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

討論がございますので、まず原案に反対者の討論から賜ります。

関口議員。

○関口議員 第60号議案平成27年度介護保険決算認定について、反対の立場で討論いたします。

介護保険料は平成27年度から第6期介護保険計画、平成27年度から29年度までですが、1号被保険者保険料の基準月額が4,760円を6,232円に引き上げられ、大阪府下では5番目に高い保険料となりました。近隣、南河内では一番高い保険料となり、負担の限界を超え、何とかしてほしいという声が多くあります。高齢者率は40.4%で府下最高となりました。その一方、要介護認定率は13.8%と府下で一番低い状況です。介護予防事業などに取り組まれている成果のあらわれだと思います。積立金残高は平成26年度726万円から27年度決算は3,005万7,000円と約4倍の額になりました。介護保険制度の改悪が計画され、これまで受けられていたサービスも受けられない、こういう計画も出てきています。介護保険料の引き下げと、国に対し介護保険制度の改悪に反対を求められることを要望し、決算認定について反対討論いたします。

○井上議長 次に、原案に賛成者の討論を賜ります。

山形議員。

○山形議員 議案第60号平成27年度介護保険特別会計歳入歳出決算認定について賛成の立場から討論いたします。

平成26年度に第6期計画を策定し、法の趣旨に基づいて適正に運営されるとともに、高齢者の心身の健康の維持、生活の安定、保健・福祉・医療の向上と促進のために必要な

援助、支援を包括的に担っている地域包括支援センターと連携し、要介護状態の維持、改善を目的とし介護予防事業に取り組まれております。よって、私は本決算を認定すべきものと考え、賛成をするものであります。

以上です。

○井上議長 ほかに討論はございませんか。

(「討論なし」との声あり)

○井上議長 これにて討論を終結いたします。

賛否両論が出ておりますので、起立によって採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成4名 反対2名)

○井上議長 起立多数です。よって、本案は原案のとおり認定されました。

これより議案第61号平成27年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

討論がございますので、まず原案に反対者の討論から賜ります。

徳丸議員。

○徳丸議員 第61号議案後期高齢者医療特別会計決算認定について反対の立場で討論いたします。

後期高齢者の保険料も年々高くなり、窓口負担も増加されております。平成27年度大阪府の後期高齢者保険料は6,887円で東京、神奈川に次いで全国で3番目に高い保険料になっております。また、滞納者も大阪府全体で2万1,890人おり、村でもふえております。保険料の引き下げは大阪府の財政安定化基金を活用することで保険料の軽減が実現できます。高過ぎる保険料に加え、窓口負担の増加など認めることができません。よって、本決算認定については反対といたします。

以上です。

○井上議長 次に、原案に賛成者の討論を賜ります。

清井議員。

○清井議員 議案第61号平成27年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について賛成の立場から討論いたします。

本議案は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて本村が行う事務に対してのもので、村では法の趣旨にのっとり適切に処理されております。よって、私は本決算を認定すべきものと考え、賛成するものであります。

○井上議長 ほかには討論はございませんか。

(「討論なし」との声あり)

○井上議長 これにて討論を終結いたします。

賛否両論が出ておりますので、起立によって採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成4名 反対2名)

○井上議長 起立多数です。よって、本案は原案のとおり認定されました。

これより議案第62号平成27年度下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○井上議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○井上議長 これより議案第62号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり認定することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

これより議案第63号平成27年度金剛山観光事業特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○井上議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○井上議長 これより議案第63号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり認定することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

これより議案第64号平成27年度水道事業会計決算認定についてに対する討論に入り

ます。

討論される方はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○井上議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○井上議長 これより議案第64号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり認定することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

~~~~~

○井上議長 議事日程第13、議案第65号平成28年度千早赤阪村一般会計補正予算(第4号)についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第65号は、平成28年度千早赤阪村一般会計補正予算(第4号)についてでございます。

本議案は、歳入歳出それぞれ345万2,000円を追加いたしまして、予算総額を32億5,993万円とするものでございます。

主な内容でございますが、10月1日からの役場組織改革に伴い、より効果的な執行や窓口サービスの向上を図るため、庁舎1階の改修費用、税、水道料金など徴収率向上に向けた専門的な嘱託職員経費の追加及び幼稚園の介助員増員などの経費でございます。

内容につきましては担当より説明いたしますので、よろしく御審議の上、御議決いただきますようお願い申し上げます、提案の理由といたします。

○井上議長 詳細説明を菊井人事財政課長。

○菊井人事財政課長 それでは、議案第65号平成28年度千早赤阪村一般会計補正予算(第4号)につきまして御説明申し上げます。

10ページの歳入歳出事項別明細書の3、歳出から御説明申し上げます。

10ページをお開きください。

2款総務費、1項総務管理費、4目財産管理費、補正額121万9,000円の増、全額一般財源で、庁舎1階フロアの窓口業務の利便性を図るためなどの修繕工事費81万

9, 000円と庁用器具費40万円でございます。

2項徴税费、1目税務総務費、補正額72万8,000円の増、全額一般財源で、村税などの村の債権管理を担当する嘱託員を雇用するための賃金と交通費でございます。

9款教育費、4項幼稚園費、1目幼稚園費、補正額150万5,000円の増、全額一般財源で、こごせ幼稚園の介助員を増員するための賃金と交通費でございます。

続きまして、8ページをお開きください。

2、歳入でございます。

18款繰入金、2項基金繰入金、3目財政調整基金繰入金、補正額345万2,000円の増でございます。

以上、簡単ではございますが、御説明とかえさせていただきます。御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○井上議長 これより本案に対する質疑に入ります。

田中議員。

○田中議員 何点か質問をいたします。

今説明がありました庁舎維持管理費、これについてお聞きしたいと思います。

何で今ごろなのかということをお聞きしたいと思います。

この話は吉田副村長のときから、数年前より話ございました。何でそのときにやらなかったのか。また、きのうも庁舎建設の委員会もございましたけど、数年後にはこの新庁舎っていうのが検討されています。そのために清水副村長になって何でいまごろこの改革をするのか、清水副村長にお聞きいたします。

○井上議長 清水副村長。

○清水副村長 吉田副村長のときになぜやらなかったのかということについて、私は承知はいたしておりません。

それで、なぜ今かという議員の御質問ですが、村長、冒頭でも趣旨を説明したかと思えます。組織改正に合わせてより効率的な事務執行体制に見直しを図るということ、それと本会議の場でも申し上げましたが、村長マニフェストに書かれた住民の満足度の向上、あるいは窓口サービスの向上を図るという意味で、今回の組織改正に合わせて課の配置を見直すということにいたしました。

普通考えて、村の歳入の主たる部分である税が一番奥まったところにあるっていうのは、住民サービスの観点から考えてどうなのかなという、こういう思いもございます。今回補正を組む理由としてそういうことでございます。

なぜ今なのかということでございますが、これはさきの総務民生委員会でも申し上げま

したが、過疎からの脱出のためには村長のマニフェストに書かれたことをスピード感を持って着実にやっていくということは、これは他に論をまつまでもないというふうに思います。そういうこともあって、さきの臨時議会で保育料の見直しだったり給食費の引き下げ、こういったものをお願いをしたと。先ほど御議決をいただきましたけども、今議会では生活道路の改修予算を拡充をしたということ、あるいは子どものがん対策としてのB型肝炎の予防接種の補助を行った、あるいは組織改正を行ったということで、新年度を待たずにやらせていただいているということでございます。

恐らく、1期4年というのはあっという間だと思うんです。今先生おっしゃったように性急やという御意見あるかと思えます、それは否定しません。ただ、今の時代というのは恐らくスピードが命なんだなと。失敗とか批判ということを恐れて手をこまねいて何もやらないで後悔をするというより、やって失敗して後悔をするというほうが私はまだというふうに思ってます。ですから、こういう思いでできることはすぐにでも実行していくということで追加補正をお願いをしてるということでございます。恐らく今までの村の予算の組み方であれば、こういうのは流用でやってるかもわからないです。ただ、流用っていうのは、実質的に議会の審議を形骸化させると。これは決算認定を不認定にされたとしても、予算執行については全く効力がないということですから、これはお叱りを受けようとも議会でしっかりと予算を上げて議論させていただきたいと、こんなふうに思います。

○井上議長 田中議員。

○田中議員 わかりました。

1階のレイアウトが、ワンストップというレイアウトがどのようになされるのかが全くわからんのは私だけかもわかりませんが、税務課とか会計課とかというのが1階にあります、その想像がつかないので、簡単でいいですけど今考えられてることを副村長言ってください。

○井上議長 菊井財政課長。

○菊井人事財政課長 現在考えてるところなんですけど、まず1階のフロアにつきましては現在住基担当の課がございまして、住基担当課、そして環境、そしてその次に国民健康保険なりの課を持ってきて、そして税務課と会計をひっつけたような状態で税務課を前に持ってくるというふうな配置を考えております。ただ、実際パソコンとかプリンターの配置によりまして若干変わる可能性はございますが、それにすることによりまして、入ってもろたら一応ワンフロアで住民の方がその中で住基、転入転出から税、国保の窓口も一緒のフロアでできるということなんで、利便性は向上するかなと考えております。

そして、当然、先ほど御質問ありましたように、新庁舎のこともございますので、でき

るだけ簡易な方法で、カウンターとか新たなものは設置せずに最低限の備品等を購入させてもらいまして、快適なカウンターで窓口対応がしやすいように考えております。そして、そういった備品につきましても今回購入させていただきますが、当然新庁舎でも使うような計画はさせてもろうてます。

以上でございます。

○井上議長 田中議員。

○田中議員 ラストです。

私が口を挟むのもおかしいと思いますけど、言わせてください。

先日の委員会で、2階の総務課のほうに今度新しく部屋を設けると言われて、総務課とは別で菊井課長のもとの室が誕生するわけです、今のところ。名前は忘れたんですけど。そうすると、税務課とか会計課が動くことによって若干部屋はあくんじゃないかと思えます、1階が。そこに室を設けて人事財政課が少しでも近いように連絡がとれるような配置にしたらどうかと私は思うんですけど、口挟んで申しわけないけど。答弁があればお願いします。

○井上議長 菊井課長。

○菊井人事財政課長 現在のところ、地域戦略室につきましては、総務課横というところを考えております。そして、税務課が前に出てきますんで、税務課のところがあくというような形になるんですけど、今現在住民課なり会計に置いてるロッカー類を税務課のところにおいて、そこにつきましては、場合によってはそういうロッカーで囲んだような簡易な作業室とか、住民の方の、住民相談室については今の会計課の裏側を想定しておるんですけど、また必要に応じて足りない場合につきましてはその奥もそういった形でロッカーで囲うての何か部屋もつくれるかなということで考えております。その辺の配置につきましても、実際総務課の上に地域戦略室を持ってきまして、その辺でまだ支障が出るような場合がございますら、そのときにつきましては適宜考えさせていただきますなど考えております。

以上でございます。

○田中議員 わかりました。

○井上議長 ほかにございませんか。

浅野議員。

○浅野議員 総務費のことなんですけども、非常勤嘱託員を府のOBを使うということでしたけれども、何名採用されるんでしょうか。

○井上議長 菊井課長。

○菊井人事財政課長 一応、府のOB職員ちゅうことで、1名考えております。

以上です。

○井上議長 浅野議員。

○浅野議員 勤務形態はもう9時から5時半ということなんでしょうか。

○井上議長 菊井課長。

○菊井人事財政課長 想定してますのは、一応週3日間で非常勤嘱託員ちゅうことの中で9時から5時15分で週3日を考えております。

以上でございます。

○井上議長 浅野議員。

○浅野議員 私も監査させていただいて、今回の27年の決算は皆通させていただいてるんですが、やはり税金が完璧に、収納率アップしたといえども、水道事業でまだまだ未収金が多いということが気になっております。今おっしゃられた9時から17時15分ですか、じゃあなくて、やはり昼間はおられない方もあるんで、例えば土日とか夜間をうまく利用して、少し、せっかく来ていただけるんだから収納率をもっと上げる方法に使ってもらえないかと思うんですが、いかがですか。

○井上議長 菊井課長。

○菊井人事財政課長 基本的には週3日ということを考えてますが、その辺につきましては必要に応じて超勤対応とかもできますし、例えば土日出た場合、それにつきましては我々職員もそうなんですけど、土日出た場合は平日に週休日の振りかえというような形もできますんで、その辺については担当課長の判断等によりまして柔軟な運用を努めていきたいなと考えております。

以上でございます。

○井上議長 ほかにございませんか。

徳丸議員。

○徳丸議員 庁舎の維持管理費ですけども、税務が移動するということですけども、今確定申告のときには申告用紙に記入する記載台がありますよね。あれプライバシーが全く守れてないと思うんです。だから、相談に来られてもきちっと相談しにくいという雰囲気もありますんで、ぜひプライバシーを守れるような書き込みちゅうんですか、記載台とか相談室を設けてほしいと思うんですけど、どうでしょうか。

○井上議長 菊井課長。

○菊井人事財政課長 確定申告につきまして、今税務課の前でやるところなんで、今回まだ実際のレイアウトが机の配置によってどうなるかわかりませんが、想定して

るのは、できましたら今会計の横の相談室がございますので、そちらのほうで確定申告なりはできないかなということを考えております。その辺につきましては、できる範囲でプライバシーを守るように今後努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○井上議長 徳丸議員。

○徳丸議員 それから、非常勤の嘱託職員の賃金の件ですけど、これはどれぐらいの効果を見込んでるんか、これを配置することによって。お聞かせいただきたいと思います。

○井上議長 清水副村長。

○清水副村長 効果を定量的にお示しするという事はなかなか難しいというふうに思います。村の場合、村税で大体1,000万円強滞納がある。税は非常に頑張ってくれておりました、例えば軽四のタイヤロックなんかも含めて、結構厳しく取り立ててると。私この職員に期待してるっていうのは、税の徴収、もちろんそれもありますけど、全体として職員が若い、経験年数が短い。これは府とか国税であれば、税で入れば一生税で終わるということですが、市町村の場合はなかなかそうもいかない。だから、経験年数が短いということでそういった職員の教育的なこと、これもやってほしいと。先ほど浅野議員からもありましたが、水道料金、これが2,900万円ぐらいあると、税の3倍あるわけですから、こういうところの、債権の種類としては公債権か私債権とかという違いはありますが、考え方っていうのは恐らく一緒ですから、こういう税の徴収あるいは国保料、これも滞納者がおられ滞納額も結構あるということで、いわゆる村の債権にかかわる課については全て兼務をしていただいて、職員が取るときに恐らくそういう困難事案というのはなかなか場数を踏まないといけないと思いますから、そういうノウハウをいろんなところで教えてもらって共有して、今後そういった非常勤職員がいなくなってもそういったものは組織としてきちっと継承されていくと。こういう仕組みを何とかつくりたいなと、こんなふうに思ってます。

○井上議長 徳丸議員。

○徳丸議員 税の取り立てですよ、要は。その場合、納税者に対する十分な配慮っていうんですか、ぜひ検討していただきたい。何が何でも取り立てるんだということじゃなしに、納税者の状況をよく把握した上で、理解した上で納税してもらおうというようなことは必要じゃないかと思うんで、その点よろしくお願ひしときたいと思います。

以上です。

○井上議長 要望ですか。

○徳丸議員 はい。

○井上議長 ほかにございませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○井上議長 ほかにないようですので、これにて本案に対する質疑を終結いたします。
お諮りいたします。

議案第65号につきましては、会議規則第38条第3項の規定により本会議で議決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、議案第65号につきましては本会議で議決することに決しました。

これより議案第65号に対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○井上議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○井上議長 これより議案第65号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○井上議長 議事日程第14、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項についてを議題といたします。

本件につきましては、議会運営委員会の清井委員長から閉会中に次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について調査を行いたいとの申し出がございました。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり閉会中に調査を行うことに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、閉会中に調査を行う旨決しました。

~~~~~

○井上議長 議事日程第15、過疎地域自立促進特別委員会の閉会中の所管事務調査につ

いてを議題といたします。

本件につきましては、過疎地域自立促進特別委員会の田中委員長から閉会中に所管事務の調査を行いたいとの申し出がございました。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり閉会中に調査を行うことに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、閉会中に調査を行う旨決しました。

~~~~~

○井上議長 議事日程第16、庁舎建設特別委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

本件につきましては、庁舎建設特別委員会の田中委員長から閉会中に所管事務の調査を行いたいとの申し出がございました。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり閉会中に調査を行うことに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、閉会中に調査を行う旨決しました。

~~~~~

○井上議長 議事日程第17、一般質問に入ります。

それでは、1番目の質問者、浅野議員。

○浅野議員 4番、公明党浅野利夫でございます。議長通告に基づきまして、2点質問させていただきます。

第1番目が、小吹台入り口の造成工事についてお伺いをいたします。

現在、富田林市甘南備の小吹台入り口において、本村の管轄外ではありますが造成工事が行われております。小吹台の入り口でもあり、住民の方から、外国人の方が作業しているようであるが何の工事かわからないので不安があるとの問い合わせが多くあります。小吹台の2自治会から村長に対し造成工事に対する要望書が提出されていると聞いております。

そこで、工事に対する村の考え方や富田林市、大阪府の対応はどのようになっているのかをまずお伺いをいたします。

1つ目、造成工事はどこの業者が実施しているのか、また届け出等はどのようになっているのか。

2つ目、村は管轄外なので傍観しているだけでよいのかどうか。

3つ目、小吹台の両自治会にも工事の説明がされていないため、住民の不安は増す一方です。業者から本村や自治会への説明がありません。説明を求めるべきと考えますが、どうでしょうか。

4つ目、大阪府の開発許可基準には抵触しないのかどうか。

5つ目、もし違法な開発、造成工事であれば、被害を受けるのは本村であります。工事の着工前に工事内容の説明をするのは当然のことで、富田林市や大阪府への強い意思表示が必要と考えますが、行政側の所見を求めます。

2点目の質問です。

被災者台帳、被災者支援システムの導入についてお伺いをいたします。

被災者台帳とは、災害が発生した場合、被災者の援護を総合的かつ効果的に実施するための基盤、基礎となる台帳であり、災害対策基本法90条の3第1項において市町村の長が作成することとなっております。台帳の導入により、被災者の状況が的確に把握できる、また迅速な対応が可能となる等のメリットがあります。東日本大震災や広島土砂災害、直近では8月下旬の台風10号により東北地方や北海道に甚大な被害が発生し、高齢者施設では9名の方が亡くなられております。これは、マスコミでも大きく取り上げられたところでもあります。

被災者支援システムを導入している自治体は、本年5月時点で910の自治体が導入を完了しております。システムの導入についても、多額の費用もIT能力のある専門職員も必要ではないとのこと。本村の高齢化率も40%を超えており、システムの導入により迅速な対応が可能となり、メリットのほうが大きいと考えております。本村も少ない職員で対応しており、導入支援を委託しても50万円以下で可能と聞いております。ぜひ村民の安心・安全を第一に考え、導入に向けた取り組みをしてはどうかと考えます。

以上の2点、的確な御答弁をよろしく願いをいたします。

○井上議長 質問事項1番目の答弁者、池西住民課長。

○池西住民課長 小吹台入り口の造成工事について御答弁申し上げます。

議員御質問のとおり、当該地は富田林市域でございますが、小吹台の入り口に面しており、地域住民の方からお問い合わせや不安の声をいただいているところでございます。村では8月3日に当該行為を確認し、直ちに富田林市や大阪府に問い合わせ当該地の情報収集を行ったところでございます。

まず、1点目の御質問でございますが、事業者につきましては和泉市に所在する会社で当該地において自動車解体業を予定されており、解体業の許可申請は近日中に提出予定であると大阪府に聞いております。

2点目の御質問ですが、当該地は富田林市域となることから、富田林市と監督権限者である大阪府と随時連絡をとり、連携し、対応に当たっているところでございます。

次に、3点目でございますが、8月31日には本村関係課職員と事業者の代表で懇談し、その内容等につきましても自治会に情報提供させていただきました。以降、自治会へは随時情報提供をさせていただいているところでございます。

4点目と5点目でございますが、現在予定されている行為につきましては、都市計画法に基づく開発行為には当たらないことを大阪府に確認いたしております。また、今後も大阪府において定期的に経過観察をしていただくことを確認しております。村といたしましても、継続して大阪府、富田林市と連絡調整を密にして対応してまいります。

以上、答弁といたします。

○井上議長 再質問をお受けします。

浅野議員。

○浅野議員 今の質問ですが、私はこの一般質問の通告書を9月1日に提出しております。きょうは9月23日、再提出質問通告書に基づいて今の回答をしていただきまして、ありがとうございます。その後、きょうまでの動き、いろいろあるかと思えます。それ以降の経過、対応について、報告をお願いしたいと思います。

○井上議長 池西課長。

○池西住民課長 9月以前までの経過につきましては、先般の全員協議会で報告いたしております。それで、9月1日以降でございますけども、富田林市の市長のほうに要望書を提出しております。9月2日には両自治会に対して事業者の情報提供をいたしております。また、9月8日には両自治会役員が現場視察を行っております。9月18日には千早小吹台小学校体育館、そちらのほうで住民説明会を実施したところです。住民説明会では住民からの一方的な質問が多く、傾聴する形となってしまいました。それで、住民説明会等につきましては、本日議会終了後、全員協議会で報告させていただきたいと考えております。

○井上議長 浅野議員。

○浅野議員 ありがとうございます。この後全協で報告していただけるようですけども、この案件についても、やはり当該地の富田林、また以前から問題になっております千早地区での悪臭の件、昨夜も、きのう、おとといでしたっけ、小吹台地区にもこの悪臭が流れているということで連絡が入ってきました。要は、それに関しても事業者は河内長野市であります。千早地区での悪臭が強い、これも私も経験しておりますけれども、できることならどこかへ行ってほしいという千早地区の方の意見が多いと思えます。

両方とも事業者や事業所は村外に所在しておいて、事業所の運営により被害を受けるのは本村であります。また、本村の村民であります。今回は小吹台の入り口でもあります。小吹台の方は、静かで環境がいい、子育ても安心してできると、住民の反発が強いのは当然と考えております。その点につきまして、村長はどのようにお考えなのかお聞きしたいと思っております。

○井上議長 松本村長。

○松本村長 ただいまの浅野議員の質問につきましてでございますが、市町村行政界付近に事業所の立地する場合は速やかな情報提供と、また共同して対応する旨の要望を、9月1日に富田林市長と河内長野市長へ私が直接面会し、協力を要請してまいりました。今後とも両案件については、事業所が立地する市はもとより、大阪府を初めとする関係機関と連絡を密にして共同して対応していきたいと思っております。

○井上議長 要望をお受けします。

○浅野議員 難しい問題で、場所が富田林でうちが被害をこうむるような状態があると思っております。でも、工事につきましては大阪府が指導のもと着々と進んでるような感じなんですけれども、そんな感じでこの問題はすぐには解決ができないと思っておりますけれども、住民と協働で大阪府、富田林市、河内長野市など関係機関と連携をとっていただいて、できるだけ速やかな対応で住民の不安を取り除いていただきますよう要望しておきます。

以上です。

○井上議長 質問事項、2番目の答弁者、中野総務課長。

○中野会計管理者兼総務課長 被災者支援システムの導入について御答弁申し上げます。

被災者支援システムは、地震や台風などの災害発生時に被災者台帳の作成から被災者照明書、羅災証明書の発行、各種義援金の配布など、地方公共団体の業務もトータル的に支援できるシステムとなっております。昨年大阪府が実施しましたアンケートでは、府内の半数以上の自治体がさまざまな課題があるためにシステムを導入していない状況となっております。本村では、現在全面的に見直しを進めております地域防災計画の中で、自治体被災による業績の低下等への対策の一つとして、被災者支援システムの導入に努めることと明記しております。平成7年に発生しました阪神・淡路大震災での被災を受け、兵庫県西宮市が開発しました被災者支援システムが無償で公開、提供されておりますので、このシステムについての調査研究を行うとともに、システム導入に当たりましては住民基本台帳との連携が不可欠となっております。本村では、住基システムのクラウド化によりシステム業者のデータセンターにサーバーを置いているため、住基システムへの影響や問題なく連携できるかなどの検証を行ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○井上議長 再質問をお受けします。

浅野議員。

○浅野議員 今答弁していただきました中で、西宮市が開発した被災者支援システムが無償で公開、提供されているということでしたので、私も調べましたけれども、西宮市が開発したシステムの最大の特徴というのは、家屋被害ではなく被災者を中心に沿えているという点であります。それから、今さっき住民基本台帳のデータベースを被災者台帳に拡充し、これをもとに罹災証明書の発行、支援金や義援金の交付、救援物資の管理、仮設住宅の入退去など被災者支援に必要な情報を一元的に管理できるということになっております。確かに、厳しい財政状況の中でシステム経費まで捻出できないとか、災害なんていつ起こるか分からない、そんなところにお金も労力もかけられない、またシステムエンジニア、SEというんですけれども、このようなコンピューターに精通した職員がいないとか、いろいろな意見、これは私はほかの市町村でも聞いております。でも、去年の広島災害、また熊本地震においても、導入されておったにもかかわらず運用が適切にできなかった、またいざというときに十分使えなかったという例も発生していると聞いております。

現在、広島市においては、サポートセンターのもとで適切に運用されておりますけれども、この近隣では奈良県の平群町で導入されております。世界銀行が視察に訪れて、世界からも注目されてる取り組みをしてるとのことです。近くだったら、一度、1時間ぐらいで行けると思いますので、ぜひ見学していただきたい、このように思います。

被災者支援システムにつきましては、我が党が、地方議員の全員が、同時じゃないですけど月はずれてもこの議会質問で取り上げて、それにより導入自治体が全国の半数以上、910になったということでもあります。クラウド化、いろいろ難しい点はあるかと思えますけれども、サーバーと直結して、ここで、これらは専門職にやっていただいて、我々は通常の業務をしていきながら一人でも多くの命を守るということで、ぜひともお願いしたいと思えます。長いですが、要望しておきます。

以上です。

○井上議長 第2番目の質問者、山形議員。

○山形議員 議席番号7番、山形です。議長通告に基づき、次の2点について質問いたします。各担当課の答弁を求めます。

まず1点目、矢倉教育長にお伺いいたします。

現在、村の教育的な事業として実施されている海外派遣事業は、村の子どもたちが外国に訪れ、そこで生活し、現地の学校に通い、自分たちの英語力を伸ばしながら国際感覚を

養い、よりグローバルな世界で活躍するために力を身につけさせることを目的として実施されている事業であることは認識をしております。ことし8月に第3回目が実施され、この事業における事業効果や問題点等整理する時期に来ているのではないのでしょうか。

そこで、お聞きしたいことは、これまでの3回の事業実施においてどういった効果が考えられたのか、また今後この事業を継続するならば、どのような問題点があるのか、そしてこの事業を継続していくのかお伺いいたします。

2点目、いきいきサロンやまゆりの今後のあり方について、健康福祉課和田課長にお伺いいたします。

いきいきサロンやまゆりは、平成12年度に介護予防施設として小吹台に開設され、地域住民の福祉活動の拠点になっています。この施設は、廃園になった小吹台幼稚園を平成12年にいきいきサロンやまゆりと山ゆり作業所を併設した施設として大規模改修の工事が行われましたが、改修工事から16年がたち、空調機具の劣化など施設の老朽化が進んでおり、また大規模地震に備えるために耐震調査や耐震工事も必要である。

そこで、お聞きしたいことは、地域住民が安心・安全に利用できるためにも耐震工事を含め改修工事が必要であると考えますが、村の計画はどのようになっているか、この2点、よろしく願いをいたします。

○井上議長 質問事項1番目の答弁者、矢倉教育長。

○矢倉教育長 海外派遣事業について御答弁申し上げます。

海外派遣事業につきましては、海外の一般家庭、学校でふだんと異なる生活をし、異文化を体験し、現地の人との交流を深めることにより、英語力の向上や視野を広げ創造性豊かな人間になってほしいことを願って始めたところであります。このような事業効果はすぐに形となってあらわれるものではなく、時間をかけてあらわれるものと期待しております。なお、事業実施後における参加者やその保護者からは肯定的な意見が多くを占め、否定的な声は一切聞いておりません。

今後、本事業を継続する場合の問題点といたしましては、実施時期が夏期休業中であることから部活動への影響を懸念して参加をためらう生徒があるなど、現地の受け入れ側の適正な人数としている10人前後の参加者が継続して確保できるかということが考えられます。新年度予算編成までに、生徒や関係者の御意見も参考に、過去3回の実績を詳細に分析し、今後継続するのかどうか、継続する場合はどのような改善をするべきかなどを教育委員の皆さんと検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○井上議長 質問をお受けします。

山形議員。

○山形議員 ありがとうございます。

私、昨年27年12月に、議会において教育長に、村の教育の特色を生かし若い世代を呼び込みをというテーマで質問しました。そのときの答弁では、海外派遣事業は府内において例を見ない事業として継続し、毎年安定した参加数の確保を主眼に置き、その方策を検討し充実していくとの答弁でした。今回の答弁では、継続する場合の問題点として3点上げられました。1つは、時期のこと。それからもう一点は、部活。そして、適正な人数10名、これは受け入れ側であると思いますけど。この答弁にありますように、過去3年間の実績を分析し、生徒や関係者の意見を参考にし、今後継続するかどうか、継続する場合にはどのような改善をするかを検討するという答弁でございますけど、矢倉教育長、この3点についてお考えありましたらお聞かせください。

○井上議長 矢倉教育長。

○矢倉教育長 まず、実施時期でございますけども、これは教育委員会内でも検討をして、結果夏休みの8月初旬という時期になったわけでございます。その理由は、10日余りの海外研修ということで、長期休み中にしか実現できない、学校の授業に迷惑かからないようにするにはそれしかないということ。そして、春休みっていうのは非常に短い期間でありますし、もう受験がありますので難しいということで、最終、夏休み。そして、夏休みの中でも8月初旬を設定いたしましたのは、学校に聞いてみますと、最も部活動の大会等が少ない時期ということでこの時期を選ばせていただいております。もちろん、大会はなくても部活動はほぼ毎日やっておりますので、練習はあるわけでございます。ただ、この海外派遣事業に参加するか、それとも部活動を優先するかということにつきましては、生徒、あるいは保護者の判断に委ねるべきだと私は考えております。ですから、現在のところ学校からはどちらへ行くべきとかといったような指導は一切してはおりません。あと、今後10名程度を必ず確保できるかと言ったら、少し答弁は難しいんですが、できるだけ10名前後の参加を維持するように努めていきたいとは考えております。

以上です。

○井上議長 山形議員。

○山形議員 ありがとうございます。

ここで突然で申しわけないんですけど、清水副村長にお聞きします。

清水副村長におかれましては、まだ本村に來られて半年足らずで、村のさまざまな事業転換や行政の内部の問題点など細部に至るまで意欲的に観察され、分析されていること

に、まずは敬意を表します。

そこで、副村長から見られた海外派遣事業について、どのような意見をお持ちかお聞かせください。

○井上議長 清水副村長。

○清水副村長 今のお尋ねでございますが、たまたまことしの海外派遣の報告会、今晚でございます。私も出席をさせていただくわけでございますが、この事業の効果をどういうふうに見るかというのは、先ほど教育長が答弁されたように、なかなか一朝一夕に効果が出るものではないというふうには思います。ただ、1週間あるいは2週間程度の短期留学、いわゆるプチ留学、こういったものは、例えば期間が短いということで海外旅行の感覚で行けるとか、あるいは全く知らないところに行くという意味ではもちろん度胸もつくでしょうし、初めての方にとってはかなりいい刺激になって長い人生においてはいろんなプラス面の要素も大きいというふうには思います。

1カ月ほど前、テレビで奈良に西大和学園っていう近畿で有数の進学校がありますけど、ここの番組がありまして、ここの学校というのは中学校3年生で全員アメリカに短期の語学旅行に行くと、研修旅行ということをやっているというようなことを言っておられました。15歳という最も多感な時期に2週間程度の語学研修旅行を通じてホームステイをしたり、あるいは現地の学校と交流をしたり、あるいはキャンプをしたり大リーグの観戦をしたりと、こんなことをやっておられるということで、そういう意味ではかけがえのない体験をするいい機会になってるというような理事長さんのコメントもあったように思います。私このテレビ見てて、村とそういう意味ではよく似てるなというように思っております。

ただ、村の課題というのは、先ほど教育長おっしゃったとおり、参加者が少ないということもあります。過去の数字を見てても、近年では1人当たりの費用が60万円ぐらいということで、やや高額になりつつあるというような点もございます。

人数が少ないということについては、過去に中学生からヒアリングをしたというようなことも聞いております。今後は、生徒だけじゃなくって、今時期とか部活とか人数という3点セットの課題があるというお話がありました。そういう意味では、例えば学校関係者から聞き取りをすとか、参加されなかった保護者から聞き取りをすとか、そういう意味でもう少し問題点を深掘りしていく必要はあるのかなというふうに思いますし、またやり方についてもいろんなやり方あると思うんです。

始めた当時は、村が率先して多分大阪でやられたということですが、今私が承知してる限りでも何市町村かで同じようなことをやられてる。時期は違うかもわかりませんが。例

えば、村が少ないというのであれば、参加人数が少ないというのであれば、こういうところと共同してやるというようなことも一つの方法かなと。共同してやることによって一定人数というのは確保できるわけですし、当然費用ということも単価的には抑えることができるというようには思っております。

ただ、いずれにいたしましても、事業を開始して3年というのは一つの区切りかなというふうに思っております。ですから、まずは教育委員会において事業を総括し、検証していただくと。その結果を踏まえて、来年度の予算編成の中でこの事業の方向性というものを議論していきたいと、こんなふうに思います。

○井上議長 要望をお受けします。

○山形議員 ありがとうございます。

私個人的には継続することを願っておるんですけども、3年間の派遣実績の中で問題点を改善し、村の教育の特色を生かすことを望みまして、この質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○井上議長 質問事項2番目の答弁者、和田健康福祉課長。

○和田健康福祉課長 いきいきサロンやまゆりについて御答弁申し上げます。

いきいきサロンやまゆりは、高齢者に教養、親睦及びレクリエーションのための場を提供し、心身の健康増進を図ることを目的とした介護予防拠点施設として平成12年に廃園となった小吹台幼稚園を整備し利用していただいております。御質問のいきいきサロンの整備につきましては、公共施設等総合管理計画を策定する中で検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○井上議長 再質問をお受けします。

山形議員。

○山形議員 ありがとうございます。

私も、先ほどの海外派遣事業について2度質問しました。今回でこの質問は、平成26年度3月議会と6月議会、担当の課長は違いますけども、いきいきサロンやまゆりについてあり方と耐震化について2度質問させていただきました。そのときの答弁ですけど、3月議会の答弁では、昭和51年に幼稚園として建設され、耐震調査と耐震工事の必要性は承知しているが、財政上の問題もあり、また他の公共施設もできてない現状であり、今後検討するというのが3月議会の担当の答弁でした。それで、6月議会の答弁では、耐震工事が必要だと予測されるが、併設している山ゆり作業所も同様で、多額の費用がかかり、村の公共施設全体を考える必要があると、大体同じような答弁を頂戴して、今回は和田課

長のほうから公共施設等総合計画の中にと書いてあるんですけども、検討するという御答弁いただいたんですけど。

ここで一つ質問したいんですけど、担当、和田課長とは違うんですけど、中野総務課長にお聞きしたいんですけども、よろしゅうございますか、中野さん。今、全然違うんですけど、村に公共施設が幾つあるのか、これ多分和田さんに聞いても御存じないと思うんですけど、あなたに聞きたいんですけど、お答えください。

○井上議長 中野課長。

○中野会計管理者兼総務課長 公共施設の考え方にもよりますけども、例えば役場でありますと、この庁舎、または別館、プレハブ、倉庫等あります。それもそれぞれ1棟というふうな考え方で今整理をしております。その中でいきますと、村全体で大体60ぐらいの建築物、公共施設、建物としては大体60程度がございます。

以上です。

○井上議長 質問お受けします。

○山形議員 また済みません、副村長、ちょっとお伺いしたいんですけど、申しわけないんですけどお答えいただきたいんですけど。

私も、やまゆりについては3回目の質問をさせていただきました。今回、担当課の答弁について御意見をお伺いしたいんですけど、もう一点、この本会議で過疎地域促進計画の中で、事業計画として高齢者福祉施設いきいきサロン整備事業として、概算ですけども29年度が300万円、30年度が5,000万円となっているんですけど、今後どのように推移していくのかお聞かせ願えませんでしょうか、よろしゅうございますか。

○井上議長 清水副村長。

○清水副村長 過疎計画については、毎年度見直しをしてその中でどういう事業費になっていくかというのは、また議会の承認をいただくんだらうと、手続としてはそういうふうになってるといふふうに理解をしています。ただ、過疎計画についたものが、記載したものが全てできるかと言え、これはいわゆる計画に記載しとかないとそもそもが過疎債を認めていただけないというこういう仕組みですから、今の過疎計画についてはマックスで計上をしてるといふふうに思います。過去3回御質問いただいて、いろいろ答弁微妙に変わってきてるといふことですが、基本はいずれにしても財政と相談しながらやっていくということに尽きるかと思えます。

私も今、答弁聞いてて、建物が60戸もあるというのは、正直村の規模としてはやや多いんじゃないかなという驚きもございます。先生も御承知のように、村の高齢化率っていうのは41%を超えてるわけです。大阪で言えば一番高いと。そういう中で、お年寄りの

健康寿命をどういふふうによびしていくかというこはこれからの村政運営にとつて一番大事なファクターかなというふうによびます。健康寿命を延ばすこによつて医療費を抑制できたり、お年寄りのクオリティ、生活の質をよめていけると、それが結果として地域の活性化につながつていくと、そういう部分も期待もできるわけによびます。ですから、いきいきサロンやまゆりについてどうしていくかというこによびますが、そういう健康寿命を延ばしていくための中核的な拠点だというふうには認識をしておりますので、今ちょうど26年に国の通知がよましたが、それを受けてそういういろんな公共施設、橋とか道路も含めていろんな基礎調査を今やり出したというこですから、そういう調査結果も見ながら、なおかつ優先度合いというものも考慮しながら、いきいきサロンについてはその中で十分検討していきたいというふうによびます。

○井上議長 要望をお受けします。

○山形議員 今からとんでもないこを要望しますので、皆、職員の方聞いてください。

小吹台で3回目の質問をさせていただきます。そこで、一つの要望なんですけど、ちょうど26年に副村長が吉田さんのときに、何とかしてよと、もうこんな古うなつてんねんから何とかでけへんかと、私の考えは建てかえしてほしいと、そういうこを要望したら、これから財政も大変やし庁舎のこもちらつと言うたか言わないか記憶にないんですけど、私の一方通行で今から要望を申し上げます。

こういう設計図を2年前に、私、皆さん知つておるように内藤事務所に書いていただきました。これは私ごとですけども、私の義理の兄貴が設計者で、もう亡くなつておりませんけども、内藤と心安かつたんで、書いたらかつちゅうて書いていただいた設計図です。その中には、私はこの小吹台で今住んでおりまして、今77歳です。できれば、今村が大きな事業を抱えてます。せやけど、今副村長おっしゃつたように、800世帯あつて一番安全なところは私は小吹台と自分では自負してゐるんです。そして、いきいきサロン、作業所も併設しておりますけど、あらゆる問題があると思ひます。あると思ひるんですけども、ここに今一極集中して、要するに今の植田診療所も中に入れ、それから出張所も中に入れ、それからあらゆる今やつてゐる高齢者の施設も、それから子どもたちの遊び場というのもあります、あらゆるものを考えて、2年前に、2014年9月16日に一応設計を書かせて、そして今こういう形で、いづれ何かあつたときに要望しようと思つて、夢を語らせていただきたいなと思ひました。新設の用途ちゅうのは、診療所と多目的ホールと支所、こういう中に入れて、そういう形でつくらせていただいたらいいなと思つてつくらせていただいたりしてゐますので。どうか、大きなお金はかかりますけども、私が村会議員を務めさせている中で、この要望をかなえていただきますように努力させていただきますいと

思いますけども、どうか担当課におかれましても、それから村長、副村長におかれましても、この私の要望を、願わくば墓へ入るまでにかなえていただきますよう要望して、この質問を終わります。ありがとうございました。

○井上議長 3番目の質問者、田中議員。

質問をお願いします。

○田中議員 6番、田中博治でございます。私は議長通告に基づき、以下の2点について質問をさせていただきます。

まず1点目は、村投票率向上のために各地区へ送迎自動車をとということについて、2点目は土砂災害時の村の対応、体制についてを質問いたします。

まず、1点目の千早赤阪村投票率向上のために各地区へ送迎自動車をについてお伺いいたします。

去る28年6月19日執行されました千早赤阪村村長選挙の開票結果を見ますと、投票所別投票率を見ると、第1投票所は当日有権者1,812人に対し、投票率は39.13%でした。第2投票所は46.80%でした。第3投票所では70.43%、第4投票所では53.73%となっております。この投票率は、その選挙あの選挙で投票率は変化いたしますことはわかっております。申しおくれましたが、このうちの期日前投票者数は542人で、投票率は11.19%で、約1割強の方が役場にありますが投票所を利用されたこととなります。最も少ない第1投票所を見ますと、投票率が低く、3人に2人の方が投票していないという結果となっております。これは考えられますのは、第1に高齢化だと私は思います。第2に、投票所が遠いということだと思っております。

では、この投票率を上げるにはどうすればよいのかということですが、一つの例といたしまして、浜田市選挙管理委員会はワゴン車10人乗りを利用した移動期日前投票所を行うように決定されております。その内容は、ワゴン車の運転席と2列目の座席の間に投票用紙と記載台を設置するというやり方でございます。投票の受け付けは、キャンプ用テーブルを設置し車外で行うようになっております。期日前投票だけでも、各地区で日割り、時間割りをすれば、高齢者の方やお勤めいただいています行けない方もその日に合わせて期日前投票ができると私は思っております。

そして、今回の私の質問は、期日前投票だけでも実施の方向でぜひとも考えていただきたいと思っております。お伺いいたします。

これにて1点目の質問を終わります。ありがとうございました。

2点目の質問に移らせていただきます。

土砂災害時の村の体制について御質問をいたします。

今議会の全員協議会において、千早赤阪村地域防災計画について説明を受けたところでございます。計画の基本条件を見てみますと、社会や産業、生活が大きく変化する中、少子・高齢化が進む中、それに伴う避難行動や要支援者の変化も多様化しております。本村では65歳以上の高齢化が進み、高齢化率は50%に近づいている地区も多々あります。つまり、限界集落であります。9月1日は防災の日です。台風や地震、大雨などの災害に対する認識を深め、それらに対する心構えや備えを確認、準備する日として制定されました。大阪府では大阪880万人訓練を実施されました。もしものときから、心構えを今からを合い言葉に、一人でも多くの方を災害より命を守るのだと思っております。

先日の台風10号による豪雨のために浸水被害があり、グループホームを直撃して9人の方の命が奪われました。原因につきましては、岩手県岩泉町が避難勧告を出していなかったことが判明をいたしております。岩泉町によりますと、避難勧告を出す基準は超えていることはわかっていたが、各対応に追われて勧告を出す機会を逸してしまったということでございます。私たちは結果を言うことは簡単ですが、当日に携わっている行政の方は大変なものであることはわかっております。先般の台風10号や16号では早々に配備態勢を整えられ、管理者全員配備に着かれ、各種情報の収集等に努められたと聞いております。また、想定外の災害も想定されて避難所も開設されました。

私は思うのですが、村民の命と財産を守り夜中でも出勤していることを村民の方も知ってもらって、行政と村民が一体となって災害から守る千早赤阪村であってほしいと願い、思っております。本年の台風10号や16号に伴う、村民の安全を守るために千早赤阪村はどのような体制をとっているのかお伺いいたします。

これで私の2点の質問は終わります。ありがとうございました。

○井上議長 質問事項1番目の答弁者、中野総務課長。

○中野会計管理者兼総務課長 投票率向上のための送迎自動車をについて御答弁申し上げます。

本村の投票率につきましては、選挙によって異なりますが、おおむね横ばい、または下落傾向にございます。

4月10日に執行されました参議院議員通常選挙では、投票率向上のための取り組みの一つとして、島根県浜田市が全国で初めてワゴン車に投票箱を積んで市内各地を巡回する移動期日前投票所を導入されました。また、隣接する河南町では、平石地区及び青崩地区を対象に指定日に期日前投票所を開設するなどの投票率向上に向けた取り組みを行っております。

本村におきましては、役場庁舎内に期日前投票所を1カ所、旧小学校単位に4カ所の投

票所を設置しておりますが、具体的な移動支援策は行っておりません。今後は、現在実証運行されております公共交通の動向なども踏まえ、他市町村での事例も参考にしながら地域の実情に合った最も有効な取り組みについて検討していきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○井上議長 質問をお受けします。

○田中議員 ありがとうございます。

要望いたします。

今回の質問は、期日前投票を前提としてテストをしていただきたいと私は思っております。各地区に2時間程度でよいと思います。車に乗らない主婦の方や高齢者の方には喜んでいただけるものと思って確信しております。どうか一回だけでもテストをしていただくようお願いして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○井上議長 質問事項2番目の答弁者、中野総務課長。

○中野会計管理者兼総務課長 土砂災害警報時の村の体制について御答弁申し上げます。

本村では、現在村の地域防災計画について、災害対策基本法の改正や先般修正されました国の防災基本計画並びに大阪府地域防災計画との整合を図るとともに、より実効性の高い地域防災計画とするため全面的に見直しを行っております。この計画では、地震や風水害などの災害が発生した場合において災害応急対策等を迅速かつ的確に実施するため、災害時における職員の動員配備計画を定めております。災害の規模には異なりますが、4段階の配備基準を設定しており、災害対応の準備態勢である事前配備、小規模災害に対応する課長代理以上の職員から成る警戒配備、中規模な災害に対応する主査以上の職員で構成するA号配備、大規模な災害の場合に全職員で対応するB号配備に区分して運用を行っております。

先般の台風10号におきましては、気象警報が発令した段階で総務課の担当職員と課長代理以上の管理職員で構成する9人での事前配備態勢を設置し、各種情報の収集や被害状況の把握に努めたところでございます。また、土砂災害警戒情報が発令された直後には警戒本部を設置し、配備区分を30人体制による警戒配備に切りかえ、避難所を開設するなどの対策を講じたところでございます。今後も村民の安全を守るため、資機材の整備や動員体制の充実、防災訓練などを通じ、総合的な防災体制の確立に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○井上議長 質問をお受けします。

田中議員。

○田中議員 ありがとうございます。再質問をさせていただきます。

避難勧告を出す場合はどのような基準で出されるのか教えてください。どうぞお願いします。

○井上議長 中野課長。

○中野会計管理者兼総務課長 避難勧告についてでございますが、災害対策基本法に基づきまして村の地域防災計画において、大地震が発生し火災や家屋の倒壊のための避難が必要なとき、また崖崩れ等による危険が切迫しているとき、火災が拡大するおそれがあるとき、その他住民の生命、財産等を災害から保護する必要があるときという4つの基本的な喚起に基づきまして市町村長が避難勧告を発することとしております。

先日の台風16号におきましては、大雨警報中に土砂災害発生危険度がさらに高まったときに市町村長が避難勧告を発令する判断や住民の自主避難の判断となる土砂災害警戒情報が1時45分に発令されました。その後も大雨が予想されましたので、村長の指示を仰ぎ1時50分に避難勧告を行ったところでございます。

以上でございます。

○井上議長 質問をお受けします。

田中議員。

○田中議員 ありがとうございます。要望しときます。

本年は矢継ぎ早に台風が日本本土に向かってきています。本村は80%が山と谷で覆われておりますので、土砂災害がどこで起きても不思議ではありません。先手先手の手を打っていただきまして、村民の命と財産を守っていただくようお願いをして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○井上議長 ここで休憩を行います。

午後1時から再開いたします。

午前11時54分 休憩

午後 1時00分 再開

○井上議長 午前中に引き続き再開いたします。

4番目の質問者、清井議員。

○清井議員 議席番号5番、清井でございます。通告のとおり2点質問いたします。

まず、昨年9月に質問しました下水道事業の検討について改めて質問いたします。

村下水道会計は、人口減少により有収水量が年々減少し、平成24年度以降、使用料による経費回収率が50%に達してない状況が続いております。これに対して、村一般会計

から毎年1億円以上の繰り入れを行い、下水道事業会計を維持しています。

そこで、受益者負担の観点から、適正な範囲で使用料の見直しの検討をしてはどうかということを提案したいと思います。

そして、今回下水道事業の効率的な経営基盤を構築するため、南河内4市町村による下水道事業広域化協議会が設立されました。ただし、この協議会は広域化の協議の場であり、広域化することとは異なるとされていますが、本村の場合、上水道同様広域化することによるメリットは大きいと思います。ぜひ、広域化に向けて積極的な協議を進めていきたいと思いますが、村長のお考えをお聞きします。

次に、2点目に上水道事業についての質問をいたします。

平成29年度から大阪広域水道企業団と統合します本村の水道事業について質問いたします。

まず、業務体制と業務内容であります。現在4名の職員で上水道の全ての業務を行っていますが、統合後の業務体制と業務内容はどうかお聞きします。

次に、統合により村の上水道会計が企業団に移管されますが、予算決算は従来どおり村単独のものとして管理されるものと理解しています。その場合、予算案の審議と議決、決算の監査と承認はどのように行われるのかお聞きしたいと思います。

また、水道料金については、村水道事業ビジョンによりますと、統合の効果により値上げの時期が5年程度先送りされると見込まれていますが、将来料金の値上げが必要となった場合、その審議と議決はどのような手順で行われるのかお聞きします。

○井上議長 質問事項1番目の答弁者、松本村長。

○松本村長 下水道事業の状況でございますが、平成27年度末現在で整備率は54.3%と非常に低く、集落の点在による整備の非効率性や経営面においても人口の減少による使用料収入の減、維持管理費の増などから、経費回収率が同じく平成27年度末で45.9%と低い状況でございます。

議員の御質問の下水道使用料の見直し検討でございますが、現在下水道使用料につきましては、平成18年4月1日改定を行い、平成20年度には経費回収率が59%となりました。その後、穏やかに下降している状況でございます。今後、村といたしましても、他の手数料など見直しとともに検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、下水道事業の広域化についてでございますが、本村のような規模の小さく、また非効率的な自治体におきましては、下水道事業を単独で運営していくことは将来においても厳しい状況が続くものと考えております。今回、改正下水道法により、広域的な連携に向けた協議会制度が創設されたことを受け、全国に先駆け、富田林、河南、太子、千早赤

阪により南河内4市町村下水道事務広域化協議会を立ち上げたところであります。

広域化につきましては、一般的にもスケールメリットが働くものと考えております。議員お示しのとおり、この協議会制度はあくまでも協議の場ということでございますが、今後互いの事務処理の相違の確認などを行うとともに、メリット、デメリットの検討を進めてまいりたいと思います。

以上、答弁といたします。

○井上議長 質問をお受けします。

清井議員。

○清井議員 それでは、使用料について、もう少しお聞きしたいと思います。

使用料につきましては、今後他の手数料等とあわせて検討するという御答弁をいただきましたところですが、先ほど来言うてます使用料による経費回収率は本来100%であるべきと思っております。本村のような小規模、非効率な地域では、一応50%程度を目標にすべきかというようなことも聞いております。

例えば、平成27年度の回収率は45.9%であります。仮にこれを50%にするにはどの程度の値上げが必要なのか、そして村の使用料は全国的に見て、本村と同規模の他の町村と比較して高いのか安いのか、資料を示していただきたいと思っております。

○井上議長 赤阪課長。

○赤阪施設整備課長 まず、経費回収率につきましては、議員がお示しされたとおり100%、あるいは今後の改築等を考えますとそれ以上を目指すのが本来ではございますが、起伏が激しく集落が点在するなど、非効率的な本村におきましては非常に難しい状況でございます。御質問の50%台にするのはどれくらい値上げが必要かということでございますが、あくまでも粗い試算ではございますが、現在の使用料から約10%程度の値上げが必要と考えております。

次に、同規模の自治体の状況ということでございますが、平成26年度の全国の資料に基づきましてお答えをさせていただきたいと思っておりますが、一般家庭で月20立米使用した場合での比較でお答えさせていただきますと、公共下水道で人口5,000人から1万人未満の自治体の平均使用料は2,936円となっております。本村の場合は、月20立米使用で2,397円でございます。全国平均のほうがやや高いというような状況でございます。

以上でございます。

○井上議長 質問をお受けします。

○清井議員 要望しておきます。

今説明がありましたとおり、回収率を仮に50%にしようとしたら、今の説明では現行20立米が2,397円で1割アップ程度したらというようなことですから、これを1割アップしたら2,637円になるんです。これを全国平均の2,936円としても、うちの値上げしても全国平均よりは低いということがわかります。経費負担の問題ですが、村が残り50%の経費負担をしてるわけですから、一定受益者の方にも応分の負担をしてもらってはどうか、ぜひ使用料については御検討いただきたいと思います。

それから、協議会制度のことで、先ほど村長から積極的に進めていきたいというお話がありました。これはもう上水道でやっていただいて、そういう検討はあった上でのことでしょうけども、そういうメリットがあるというふうになるとすれば、ぜひ積極的に協議を進めていただきたいと思います。

終わります。

○井上議長 質問事項2番目の答弁者、松本理事。

○松本理事 企業団との統合後の上水道事業について御答弁申し上げます。

大阪広域水道企業団との統合後の業務体制及び業務内容ですが、現在企業団と詳細について協議を行っているところです。現時点の協議においては、統合後も現行の業務体制、人員を維持しつつ、統合後に実施する施設整備事業を考慮し人員配置を検討することで調整を行っています。また、統合後の業務内容ですが、現在の場所で現状の業務を実施することとしています。

企業団と統合する平成29年度からの予算案の審議、決算認定の審議及び料金値上げなどの審議につきましては、企業団議会で実施いたします。

なお、統合後の企業団議会には本村議会より議席を1名確保されることとなっております。また、決算の監査につきましても企業団において受けることとなり、その監査を実施するのは民間の監査法人が行います。

以上、答弁とさせていただきます。

○井上議長 質問をお受けします。

清井議員。

○清井議員 再質問させていただきます。

まず、業務体制のことなんですが、業務体制については統合後に実施する整備事業等を考慮して人員配置を検討する、今後の課題になると思われれます。本村の場合、上水道は道路交通、下水とともに施設整備課に所属しております。限られた人員配置でありますから、例えば上水道で漏水事故が発生した場合、これまでは道路交通あるいは下水担当の職員の応援を得て対応してきた。このような場合には、統合後にはどう対応されるのか。ま

た、こういった課題の検討について、村が意見を述べる機会はあるのかどうかお聞きします。

次に、会計管理のことですけれども、企業団、村の統合に関する基本協定によりますと、第6条経費の負担とありますが、経営に要する経費は企業団が負担するとなってますが、実態は企業団会計の中の村の会計に組み込まれるものと思われまます。そこで何年か経過しまして、来年4月から何%料金を値上げしますと言われましたら、議会も住民もここで戸惑うことになると思います。また、村水道事業によりますと、施設の整備には村は10年間で8.8億円一般会計から繰り入れをする約束をしております。

そのような村の水道事業、企業団と統合することによって一見何か見えにくくなるような状況になると思うんですけれども、村の水道事業の実態が今どういう状況にあるのか、あるいは予算は適正に執行されてるのか、村議会でやったり、住民が報告を受けるような仕組みは考えられないのか、もう一度お聞きしたいと思ひます。

○井上議長 松本理事。

○松本理事 統合後の業務体制、統合後に実施する施設整備事業を考慮した人員の配置や統合後の漏水事故があった場合の応援体制などにつきましては、村が意見を述べる機会について、現在企業団、四條畷市、太子町とともに進んでいます平成29年4月から企業団が運営するに当たっての各事務事業内容についての詳細協議において村の意見を今述べているところでございます。平成29年2月をめぐりに詳細協議の内容を取りまとめまして、申し合わせ書として村と企業団で締結する予定にしています。今後、協議の状況、申し合わせ書の内容などにつきましては、村議会に御報告させていただき、御意見をお聞きしたいと考えています。

なお、統合後の漏水事故があった場合の応援体制につきましては、現在協議の中で漏水事故時に企業団のほかの事務所から応援してもらうなどの応援体制について整理しているところでございます。

続きまして、会計につきましてなんですが、会計につきましては企業団水道事業会計において水道用水供給事業と統合する市町村水道事業ごとに区分し、料金算定についても別々に算出することとしています。また、料金値上げにつきましては、基本協定にありますように統合案の経営シミュレーションに基づくものとしています。

続いて、村議会が報告を受けるような仕組みというところですが、企業団議会において村水道事業の料金の値上げなどの重要事項の審議に当たりましては、本村議会より議席が1名確保されていることから、統合後の村水道事業の経営状況などを確認し、意見を述べることが出来ます。あわせて、一般会計から10年間で8.8億円の繰り入れを行って

ることから、本村議会においてこの予算案の審議、決算認定の審議の際に同様に意見が述べることができるとしています。

なお、企業団の首長会議において、村水道事業の料金値上げなどの重要事項の審議に当たっては村長の賛成を必要とすることとなっています。村長が反対した場合は、再議により3分の2以上の賛成が得られた場合のみ承認することとなっています。

以上でございます。

○井上議長 質問をお受けします。

清井議員。

○清井議員 それでは、要望しておきます。

議会が企業団の情報を得る手段としたら、例えばこれまででしたら一部事務組合の組合議会の状況については定例会ごとにその内容について村議会にも報告を受けてきました。一部事務組合同様、今後企業団定例会ごとに村議会への報告が行われるような仕組みをぜひ検討、お願いしておきたいと思います。

それからもう一点、これは松本理事がこれまで企業団との総合について大変お骨折りをしていただきました。いよいよ来年から企業団事務が始まるわけですが、当然村にとっては初めてのことでありまして、統合後の事務が円滑に進みますように村の事情をよく御理解いただいている松本理事が、例えば千早赤阪村兼太子町の所長に就任していただいて、村の水道事業を引き続いて見守っていただくよう要望しまして、質問を終わります。よろしくお願ひします。

○井上議長 次に、第5番目の質問者、関口議員。

○関口議員 日本共産党関口ほづみでございます。通告に基づき、以下2点について質問をいたします。

まず、村独自の奨学金制度の創設を求めて質問をいたします。

この件につきましては、過去にも繰り返し質問してまいりました。小さい村で実現可能な項目ですので、ぜひ実施していただきますよう再度質問をいたします。

先進国の中で日本は世界的にも高い学費でありながら、給付制の奨学金制度がないという特異な国になっております。高過ぎる学費に苦勞する家族はもちろん、学生自身もアルバイトで学費を捻出するためブラックバイトで学業に集中できなくなり中退せざるを得ない実態など、社会問題にもなっております。政府もようやくこうした実態を無視できなくなり、平成29年度から無利子の奨学金を実施することと報道されました。

こうした状況を踏まえ、地方自治体では本人の進学、学習に対する意欲と能力があるにもかかわらず経済的な理由で就学困難な学生に奨学金制度を実施し、学生を支援している

ところも多くあります。近隣でも市独自の奨学金制度を実施している自治体は、富田林市、河内長野市、大阪狭山、柏原、八尾市など、制度の内容はさまざまです。しかし、学生を少しでも救済しようという思いがあらわれます。村でも独自の奨学金制度の創設で若者を支援することを強く求めます。

次に、小吹台入り口の工事について質問をいたします。

この件につきましては、小吹台の他の2人の議員とも協議をいたしまして、代表して私が質問させていただくことになりました。どうぞよろしくお願いいたします。

小吹台入り口の工事は、7月末ごろから始まり、何ができるのかもわからない間に急ピッチで工事が進められ小吹台住民の不安が噴出しております。私は、住民の不安を取り除くことを優先して、独自で富田林や大阪府に申し入れ、知り得た情報を小吹台住民に知らせてきました。そして、8月8日に富田林市まちづくり課に申し入れたところ、市街化調整区域で草刈りと整地をしており、法の範囲内、今のところ大阪府への申請は出ていないということでした。しかし、その後も大がかりな工事が進み、法の範囲を超えるものではないかと思われる工事も見受けられ、ダンプの出入りなど住民の不安が一層高まりました。市街化調整区域であるということから、工事するに当たり、その時点での許可申請も要らないとはいえ、何の説明もなく大がかりな工事が進められたことから住民の不安も拡大されました。

8月29日、小吹台在住の3人の議員で村長、副村長に対し、現在の状況報告と住民の不安を取り除くために住民説明会を開くことなど申し入れいたしました。9月12日には富田林市長に対して水道給水についての回答を延期することを了承するよう申し入れしました。その後、私は14日には大阪府庁で府会議員の同席のもとで府の住宅まちづくり部監察・指導グループ、環境農林水産部処分業指導グループに対し、業者の工事が法の範囲であるのか、それに対する府の対応について伺ってきました。また、村が聞き取り調査した内容も示して、こうしたことが正当なものであるのかなども伺ってきました。

私たちがこうしたこと、また地域の住民も不安がある中でも工事は着々と進められ、小吹台住民の不安、怒りが増す一方で、小吹台両自治会としても対策の協議が始まりました。役場は、この間業者への聞き取りを行うなど、情報収集をして自治会にその内容を知らせ、ようやく18日の説明会となりました。説明会では、混乱もある中ではありましたが、自治会の総意としてあの工事は反対であるということが表明されました。説明会が開催された後、現時点で改めて次の点についてお伺いいたします。

1つは、引き続き大阪府、富田林市と連携し、工事が許可の範囲を超え違法はないか、安全に工事が行われるよう監視を強め、その都度指導すること。

2つ目に、住民の不安を取り除くためにさらに詳しい情報が求められております。富田林市、大阪府を交えての説明会を開催していただくこと。

3つ目に、富田林市への水道の給水の回答を延期していただくこと。

以上についてお伺いいたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

○井上議長 質問事項1番目の答弁者、矢倉教育長。

○矢倉教育長 村独自の奨学金制度の創設をについて御答弁申し上げます。

高等学校や大学への就学のための奨学金につきましては、中学校や教育委員会事務局から国や大阪府、民間などによる諸制度についての情報を周知し、必要な方に御利用いただいております。このように、必要とする人の状況に応じて利用いただけることから、村独自の制度の創設は現在考えておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○井上議長 質問をお受けします。

関口議員。

○関口議員 今、親世代が非正規とかアルバイトという家族もふえてきました。そんな中で、今現在あしながとかそういう制度では不足しておりますので、先ほども言いましたけれども、富田林市では高等学校や高等専門学校、専修学校に行く者に対して給付制度の奨学金を実施しております。河内長野でも同様のものを実施しております、大阪狭山市では貸し付けで無利子の奨学金制度を高校、大学生に対して実施しております。また、八尾市では奨学金の基金というのを設けまして、これで給付制度を行っております。例えば、村でこうしたことをやるとなれば、無利子の奨学金であったとしてもわずかな額でいけると思うんです。私、試算しましたけれども、返済をしていただくということでの無利子の奨学金、これ年間3人利用したとしましたら、月々2万円ぐらいで72万円あればできるんです。それを3年、5年後ぐらいから返済してもらおうということで、予算も少額でいけますので、こうした方法を一度検討していただくということではできないのか、試算も含めて。再度お尋ねいたします。

○井上議長 矢倉教育長。

○矢倉教育長 この奨学金制度でございますけれども、御存じのように国や府などの公が行っておる制度と、民間、公益社団法人などが行っております制度があります。それから、先ほど先生、給付型がないとおっしゃいましたけれども、民間などではかなり数多く給付型、つまり返さなくてもよい奨学金制度というのもございます。特に大手新聞社、大手銀行などが中心となってやっております奨学金制度は、ほとんどが貸与型ではなく給付型と聞いております。ただ、現在のところ村の財政状況等鑑みましても、やはりまずは幼児

や小学生あるいは中学生のような義務教育下の生徒への支援をまず考えていく段階かと思っております。また、今後村の財政の好転化等がありました場合は、高校生や大学生、あるいは専修学校生に至るまでの奨学金制度を検討してまいることも可能かと思っております。

以上です。

○井上議長 関口議員。

○関口議員 給付型の、確かに民間でやっております、とても厳しいんです。なかなかそれを受給できるというようなものではありません。そうした中で、各自治体も検討されているようなんですけれども、八尾市などでは基金を設けていますけれども、市民から、また企業から寄附を募って一定の基金をプールして、それでやっております。だから、村ではそういう考えはないと言われておりますけれども、先ほど来子育ての、幼児、義務教育に充てたものを実施してるということですからけれども、村の子育て支援も一時は府下でも進んでおりましたけれども、今ではもう進んでいるところなかなか厳しい状況なんです。その上に立って、再度基金なんかも考えた上で、教育委員会としても、また村全体でわずかな50万円そこそこのことで検討をやっていただけないか、再度お伺いします。

○井上議長 矢倉教育長。

○矢倉教育長 そもそも今先生おっしゃったように、なかなか、誰でも申請すれば受けられるという奨学金ではございませんので、かなり厳しい条件も、もちろん制度によってさまざまあるんですけども。ただ、本来、そもそもこの奨学金制度ができた目的というのは、学生が自立して勉学に励むことができる環境をとということでできたわけですし、誰でも申請さえすれば受けられるというものではないと思うんです。そうなればもうまるっきり歯どめがきかないといえますか、現在国でも問題になっておりますのは、そのときは借りられたけども結局仕事についてからもなかなか返済が滞ってまいりますか、いわゆる焦げつくっていうんですか、そういう状況が問題となっていると思います。ただ、村に關しましては、先生おっしゃったように、確かに対象者も少ないわけですから、それは今後の教育委員会での課題とさせていただきたいと思います。

○井上議長 要望をお受けします。

関口議員。

○関口議員 民間のそうした制度を申請するにしましても、物すごいたくさん提出書類が要りまして、期間も回答が来るまで非常に長いんです。だから、遠ざかってしまってるというのが事実です。実際に返済の必要な奨学金を借りましても、私どももそうしたことを利用しましたけれども、返済するのは大変だというのが実情です。こういうことも御理

解いただきたいと思えます。

それで、もし村がそういう制度を創設してくれた場合、村を出て遠くの大学に進学して就職したとしても、村でこうした支援をしてもらったから自分は今ここにあるんだということで、そして毎月ちゃんと返していくというような、そういうこともあってもいいんじゃないかなど。村に、いつまでもふるさとを、こうして応援してもらったということを実感してもらおうということで、ぜひ新しい事業として考えていただきたいということをお願いして、この質問は終わります。

○井上議長 質問事項2番目の答弁者、池西住民課長。

○清水副村長 議長。

○井上議長 清水副村長。

○清水副村長 1点目の監視指導の強化についてですが、当該地は富田林市域となっていることから、自動車リサイクル法に基づく解体業の許可や宅地造成等規制法に基づく監督権限を有する大阪府はもとより、富田林と連絡をとり連携して対応に当たっております。また、9月1日には村長が富田林、河内長野両市長と面会いたしまして協力を要請いたしました。府に対しても、これまでから住民課、まちづくり課が幾度となく監視の強化をお願いしておりますし、2日前、21日には村長が府を訪問して改めて府の住宅まちづくり部長と環境農林水産部長に協力を要請したというところでございます。今後とも継続して監視態勢を強化するため、府、村、富田林市、河内長野市の関係課で構成する連絡会議を設置し、連携を密にするとともに情報共有を図ってまいります。

なお、御質問の事業者が行っている工事のうち、違反事案があるのではないかとということでございますが、違反事案については府においてその都度行政指導を行ってるということでございます。

2点目の住民説明会についてでございますが、去る18日に村と小吹台両自治会主催で事業者にも参加をいただいて説明会を開催をさせていただきました。当日は連休中日で外は雨が降っておりましたが、約430名の皆さんに参加をいただき、地域住民の関心の高さというものを改めて認識をいたしました。小吹台の3名の先生方も参加されておりましたが、説明会は怒号が飛び交う中で大荒れとなり、最後は警察官も出てきたということで、村や事業者の考え方を十分に説明できないまま終了いたしました。我々といたしましては、法的な解釈や事業者の考え方を聞いていただく貴重な機会だというふうに思っておりますので、参加いただいた住民の方々には申しわけないなという気持ちもございまして、残念な思いもいたしております。

我々行政というのは、常に住民の声に寄り添っていくという姿勢を持ちながら日々業務

の遂行に当たっておるわけでございますが、今後ともそうした思いというものもしっかり持って法律の範囲内で精いっぱい汗をかくという努力は惜しまずしたいというふうには思います。そのため、村として大阪府の関係部局、あるいは富田林などにも参加をいただく努力を続けまして、再度住民に説明する機会を設けたいというふうに考えており、その思いというのは議員と同じであります。しかしながら、先ほど申し上げたように、前回のよような説明会で本当に参加いただく多くの方々に内容を理解いただけるのかという不安もあります。説明会の後、あるいはその翌日ではありますが、事業者の進出には反対だと。ただ、もっと村、あるいは事業者の話をきっちり聞いたかったという声は役場にも寄せられております。議員の今の御質問の中で、さらに詳しい情報が求められるため説明会を開催せよという御質問でございますが、議員は一体どのような説明会の開催を求めておられるのか、その御質問の趣旨についていま一度確認をさせていただいて、私はその後再度答弁を申し上げたいというふうに思っております。これはあくまで、村議会の場合は理事者に反問権というのは与えられておりませんが、趣旨確認ということで御理解をください。

それと、3点目の水道の給水延期につきましては、前回の全協でも御答弁申し上げましたように、8月15日に富田林市長より区域外給水の依頼がありました。水道法では、水道事業者は給水契約の申し込みを受けたときは、正当な理由がなければこれを拒んではならないというふうに規定をされております。富田林市として給水申し込みがあれば、給水義務が発生いたしますし、先般富田林のほうに最終確認した中でも給水をするという御判断であります。本件の場合、給水義務者はあくまで富田林市でありまして、村独自の判断で給水をこれ以上延期するということは過去の区域外給水の例に照らしても合理的理由がなく、水道法に明らかに抵触するというふうに考えております。なお、本件につきましては、村の顧問弁護士にも判断を求めておりますが、これ以上の延期は職権濫用に当たる可能性があるということでございます。

○井上議長 再質問をお受けします。

関口議員。

○関口議員 まず、副村長からお問い合わせの説明会でございますが、確かに18日の説明会は混乱がありまして、本当に役場もいろいろと職員、たくさんの方が来られて努力をしていただきましたにもかかわらず、ああいう形になりまして、こういう状態では厳しいなと思います。私は、どういう中身にするかは検討が必要だと思いますけれども、どういう形がいいかというのもこれから考えていかなあかんとは思いますけれども、ある程度の代表の方、それから大阪府や富田林、千早赤阪村、業者をも含めて、代表の方が質問なり、それぞれのところに質問をするということ、あとは傍聴を何人かするというような形も考

えられるのではないかなと思います。だから、そういうことについてはこれからまた検討していただかなくてはならないと思いますけれども、ああいう状態ではまた住民の怒号とか、そういうことになってしまいかねないですので、それは十分、どういう内容にすべきか、ただ富田林、大阪府も含めた、内容を精査した説明会をお願いしたいかなと思います。そういう考えでございます。

それから、改めて再質問に入らせていただきますけれども、18日の説明会では村が行ってもらいました聞き取りの内容どおり事業が行われるのかどうか、私自身は業者への疑問も幾つか出てきました。それは、混乱の中ではありましたけれども、住民も同じ思いではないかなと思うんです。率直なところで質問させていただきます。

当初、トレーラーは6メートルと言うてたんですけれども、12メートルもあり得るということで変更されておりました。12メートルのトレーラーが来るとなりましたら、観心寺や甘南備を通行できるのかという新たな疑問も私自身は持ちました。また、住民の質問に対して、社長のダラジニットさんは、水道は引かなくてもよい、塀は取り外す、それから立米ブロックは一段にしてもいいとかというようなことを通訳を通して言われましたけれども、これがはっきりこちらの意図が伝わっての回答なのかどうかもわからないというのが私の疑問でした。それから、解体業申請に当たって、塀の設置は府から指導されている中で、塀は撤去してもいいというのが、本当にちゃんとした回答になってないなというのを私はその場で思いました。

こうしたことが明らかになった中で、住民の業者に対する信頼というか疑問も、ああいう中ではありましたけれども、あったのではないかなと思います。だから、今後不安が高まった中で、先ほど1回目の質問で言いましたけれども、今村の権限でできることは、給水を、回答を延期してもらおうことしかないとは私はそのときも今も思ってたんですけれども、改めて水道給水の回答を延期してもらえないのか、あるいは先ほどは給水すると富田林に言ったと言われましたけれども、正式に回答されたのかどうか、そのことも含めてお尋ねします。

○井上議長 清水副村長。

○清水副村長 たくさん御質問いただきましたので、とりあえず私が回答できる部分で回答させていただきます。

まず、説明会の件でございますが、先生のほうも前回と同じようなものではだめだという御認識を示していただき、またやり方についても一定御提案をいただいたということでございます。そこは私たちも同じような考えでございます。やはり説明会をやる以上、きちんとガバナンスがとれた中で住民の方にもルールを守っていただきながら進行するとい

うのは、これはもう説明会として当たり前のことだろうなというふうに思いますし、もう一つは、前回のように暴言とか勝手に動き回るといような方が仮におられれば、これは自治会の責任できちっと排除をしていただくという、そういった当たり前のルールを守っていただくということを自治会として御了解いただくということであれば、我々として今後大阪府と富田林市に対して説明会への出席を要請をしていくということでございます。ただ、前回みたいに400名を超える方に参加いただいても、実質的な議論というのはなかなか難しいだろうなというふうに思いますから、例えば自治会のほうで、これ先生もおっしゃったかもわかりませんが、人数を絞って、役員とか、今対策委員会の委員を募集しておられるということですから、そういった委員あるいは代議員というのが何十人かおられるというふうにお聞きしてますんで、少なくともそういった方に限定をしてお話をさせていただきたい。中身については、しっかりと我々のほうで議事録を作成いたしますから、それを住民の方に供覧をいただくと。住民の方の意見については、事前に役員のほうで集約をしていただくというような形で今後自治会とは協議をしていきたいというふうに考えております。

残りにつきましては、それぞれ担当課から御答弁申し上げます。

○井上議長 池西課長。

○池西住民課長 フェンスの件でございますけども、18日のときにはフェンスは撤去するとは言っておられなかったと思います。撤去するのは、立米ブロックを1段撤去するというふうなことだったと思います。フェンスがなかったらリサイクルの許可がありませんので、これは取ることはできないかなと思います。

それと、水道、ブロック、その辺の件ですけども、社長さんは当日、ブロックは1段にすると、水道のほうは給水は要らない、そういうふうなことをおっしゃってましたけども、この辺はまた確認のほうを今後していきたいと考えております。

以上です。

○井上議長 質問をお受けします。

関口議員。

○関口議員 やりとりの中で、言葉が通じないということで、たしかフェンスは外してもいいというふうに言われて、私も、府のほうを指導しているにもかかわらず、それを外していいなんていいかげんなことを言うてはんなというふうに思ったんですけども、その辺は確認していただけたらと思いますが、そうしたことで業者に対して新たな不審といいますか、持ってしまいましたので、そういうふうに関聞かせてもらったわけです。

それから、先ほどの件ですけれども、給水は要らないと言われましたよ。説明会の中である住民さんが、給水は要らないと言うてはるんやから給水はせんといってくれっていうようなことを言われた住民さんがおられたんです。だから、給水の回答を正式に富田林にやられたのかどうか、再度お尋ねします。それが1点です。

それから、再質問の3回目ですけれども、説明会はやられて、改めてこの質問するものかなと思いますけれども、8月29日に地元の両自治会から村に要望書が出されました。この要望書については、情報提供くださいとかそういう内容で、何が何でも阻止とかというようなことは書いてなかったと思うんですけれども、要望書をどのように受け取られたのか。それから、今後事業が行われた場合、さらに問題が起きる可能性もあると思うんですが、問題が起きたときに村が窓口となってやっていただけるのかどうか。

もう一つは、全協でもお尋ねしましたけれども、工事中の土地以外に道路を挟んだ畑の部分も購入してるというような話もありましたけれども、この件について、村はあの土地はどうなってるかということ把握しておられるかどうかお尋ねします。

○井上議長 池西課長。

○池西住民課長 まず、住民課の担当しています畑の部分ですけれども、これは事業者を確認しましたところ、購入はしておられません。

それと、窓口のほう、今後していただけるかということですが、今総合的な窓口は住民課のほうとなっておりますので、苦情とかがございましたときには村の担当課のほうであるとか、大阪府や富田林の関係各課に連絡して対応していただくというふうなことになると思います。

○井上議長 松本理事。

○松本理事 水道につきましては、住民説明会の際に引かないというような御意見もありましたので、業者に確認してから今回答する予定にしまして、今実際は回答はしておりません。ただ、私も業者にヒアリングをした中では、水道を引かなくても事業は実施できると、井戸を掘れば水がとれるということも聞いておりますので、水道をとめたからといって何かになるということにはなっていないということで聞いております。

以上です。

○井上議長 清水副村長。

○清水副村長 今、2点お答えさせていただきました。

確かに、社長は住民説明会の中で水道は要らない、立米ブロックは1段にする、塀は、はっきり記憶ございませんが、撤去するというようなこともおっしゃったかもわかりません。ただ、恐らくは、事業会社としては住民の人といろいろ話し合いをして、折り合いの

つくところで折り合いたいという気持ちもあって、あのシチュエーションの中ではそういうことをおっしゃったんだろうというふうに私は理解しています。ですから、話が決裂した中で、あの場で言ったことがそのまま約束事だということには普通はならないだろうと。これは、再度確認をしますが、恐らくそういうことだろうというふうに思います。

それと、自治会からの要望書、どういうふうに思ってるのかということでございますが、我々としては非常に地域の切実な課題であり、先ほど申し上げたように住民の声にできるだけ寄り添って行政としてはやっていかないといけないということは思っております。ただ、今回の案件というのは、前もお話ししたかも知れませんが、憲法の中で営業の自由とか職業選択の自由っていうのはあるわけですが、これと住民が思うところの環境権、このバランスをどういうふうにとっていくのかといったような問題であったり、あるいは今回の解体業、一部法令の違反はありますけれども、その法律の範囲内でそういうなりわいを営もうという人に対して行政がどういうことができるのかといったような問題であったり、あるいは先ほどから説明会というお話出ておりますが、リサイクル法の中では事業者が地域への説明義務というのは課してないんです。例えば、大きなスーパーが来るとき、大店法の規制を受けますけど、大店法では地域の小売業の方、あるいは住民に対して説明会をするというのは義務づけられておりますが、リサイクル法ではそれはされてない。そういう中で業者に地域でどういう形で説明をしていただくのかという、そういった非常に難しい中での対応になっております。

そういう意味では、住民の方々からも18日御批判いただいておりますが、行政として皆さんの思いに十分応え切れてないという部分は確かにありますけれども、我々としたしましてはできる限りスピード感を持ってこのことに当たってきたというのは、この点は御理解いただきたいし、私は自治会長と何回もお会いしてはありますが、自治会ももっとスピード感を持ってやるべきだということは申し上げてるので、小吹台の先生3人おられますけれども、機会があれば、ぜひとも自治会長にはこういうことは再三にわたってお伝えいただきたいというふうに思っております。

それと、どこが窓口になるんだと、いろんな問題があったときの窓口ということですが、基本的にはそれぞれ法律の権限を持つて所管行政庁が窓口にならないと行政指導もできないということですから、そこはそういうことなんですけど、ただ住民の方っていうのは、権限にかかわらない不安あるいは苦情、相談、いろいろありますから、こういうことについては村のほうでお受けして、必要があればそれぞれの関係行政庁にきちっとつないでいきたいというふうに思います。

○井上議長 要望をお受けします。

関口議員。

○関口議員 自治会から8月29日に要望書が出されておりますけれども、役員さんも非常に下からいろいろ意見がある中で努力されて18日の説明会にこぎつけられた、それに対して村もいろいろと助言をしていただいたりということで、それは私たちもよくわかってます。その中で、自治会の役員さんに見てみましたら、自分たちと役場とだけでやったら何か丸め込まれたと、そういうふうに思われたらいややという思いもありまして、非常にお気の毒やなという思いを持っておりますけれども、私たちとしても非常に辛い大きな問題に立たされたわけなんです。

これはそもそも当該地が富田林市であり市街化調整区域であるということで、業者にとってはもうばあっとやってしまったらいい、都合のよい地域やったなと私は思います。先ほど来、何回も言うておりますけれども、その間苦情が役場にも届く中で、役場として業者からの聞き取り調査をしていただくなど努力をしていただきまして、私たちがなかなかできないことは、所管の場所ではありませんけれども、役場しか頼るところがないというところで住民の皆さんは役場に苦情を言い、そのことを受けていろいろとやっていただきました。

私も、先日9月21日に弁護士事務所に出向きまして問題解決について相談してきましたけれども、必ずしも私たちが思うようにもいかないという厳しい状況も聞いてきました。それで、また今後法をクリアして事業を開始されたとしても、トレーラーの通行による安全対策がどうなるのかというのも極めて不安です。引き続き問題が出たときには、村が窓口になり対応していただくこと。住民の声に答えていただいて、今村がやれることというたら、給水を、それは水道法によって厳しいということもわかっておりますけれども、これだけ問題が出てるときにオーケーですよということは、延期してもらいたいというのが私の思いです。そういうことも含めまして、私の質問を終わらせていただきます。

○井上議長 第6番目の質問者、徳丸議員。

○徳丸議員 3番、日本共産党の徳丸幸夫でございます。以下、2項目について質問をいたします。関係者の的確なる御答弁をお願い申し上げます。

まず第1に、空き家住宅の活用の具体的施策についてお聞きいたします。

村内にある空き家の調査を今年度中に行うと聞いておりますが、調査終了後にどのような取り組みをするのが非常に大事になっております。村内には、200件から300件近い空き家があると推測されておりますが、空き家についての村外からの問い合わせも30から50件あると聞いております。これまで空き家住宅の活用についての行政としての

取り組みを繰り返し提案をしてきましたが、具体的に進展はしておりません。空き家の持ち主が空き家を貸すことにちゅうちょする理由として、家に仏壇が置いてある、週末や休日に使う、人に貸すことに不安があるなどさまざまな理由が考えられます。

そこで、以下についてお聞きをいたします。

まず、空き家の調査は今年度中に終了するのでしょうか。

2つ目に、調査については各地区長などの協力が必要だと思いますが、具体的に進んでいるのか。

3番目に、特に空き家を貸してもいいと思っている住民の意見をよく聞くために、今年度中の調査結果を踏まえて役場内に空き家活用の対策委員会を立ち上げたらどうかと思います。この点についてもお聞かせいただきたいと思います。

4番目に、長期間放置された空き家対策も必要ではないか。特に、雑草や樹木が生い茂っているところもあり、野良犬、猫のすみかになっていたり蛇や蚊などの発生源にもなっております。持ち主がわかっても連絡がとれない空き家もあります。今後の管理、指導についての具体的対策についてはどうなのか伺います。

次に、安全な運動会、体育祭のためについてお聞かせをいただきたいと思います。

昨年9月に八尾市の中学校で10段ピラミッドが崩れ、1年生の男子生徒が骨折し生徒5人が軽傷するという事故が起きました。事故の様子を写した動画がインターネットにアップされ、1カ月で57万人が見るなど話題にもなりました。組み体操の安全対策を求める声が広がっております。組み体操は見ばえがよく、一体感に感動し、大きな拍手が湧く運動会の花形でもあります。

1、運動会、体育祭も近づいておりますが、ここ数年間、本村では事故はなかったのかどうか、あったとすればその内容はどんなものであったのか。

2番目に、本来教育や学校は行政の規制を受けるものではありませんけれども、児童・生徒の安全を直視した議論と対策が必要ではないかと思います。教育委員会としての、どのような認識をお持ちなのか伺いをいたします。

以上です。よろしく申し上げます。

○井上議長 質問事項1番目の答弁者、森田まちづくり課長。

○森田まちづくり課長 空き家活用の具体的施策をについて御答弁を申し上げます。

平成27年5月に空家等対策の推進に関する特別措置法が施行され、本村におきましても空き家等に関する施策の推進が求められております。村では、昨年度から人口減少対策とあわせ、空き家の活用を推進するため、空き家バンク利用推進事業や定住促進空き家改修補助事業などを実施しているところでございます。本年度は、空き家等の利活用と適正

管理推進の基礎資料とするため、村内にある空き家等の実態を調査し、空き家等のデータ整備及び分析を行う千早赤阪村空き家等実態調査を実施いたします。業務契約期間は本年8月から平成29年3月まででございます、10月から11月にかけて現地調査を行う予定でございます。

空き家調査等につきましては、これまでも区長会へ協力依頼しているところでございますが、この調査では立ち入れる場所から外観目視できる全ての部分を調査範囲としていることから、住民の御理解と御協力が得られるよう改めて区長会を通じ調査への協力を依頼していく予定です。

調査終了後、税情報等により住所が特定できた空き家所有者に対して、空き家等の適正管理への注意喚起並びに空き家化の経緯、維持管理の状況、今後の活用意向などアンケート調査を行い、賃貸等を希望される物件は空き家バンクを初めとする空き家活用事業に誘導し、長期間放置され適正管理が行われていない空き家等については庁内関係課で連携を図り、所有者等に対し建物の適正管理や建物の除却を指導してまいりたいと思っております。

以上、御答弁いたします。

○井上議長 再質問をお受けします。

徳丸議員。

○徳丸議員 空き家対策委員会の設置についてはどうなのか。

今まで空き家バンクに登録してほしいという要請をしてもなかなか登録をされないという方が多いと聞いております。だから、空き家をお持ちの所有者の皆さん、関係者の皆さんが参加して、行政側の説明を聞いて、これだったら貸してもいいとかという、そういう対策委員会を行政の中に設ける必要があるんじゃないのか。今まで、空き家バンクに登録をとってもなかなか前に進まないというのは、そういうところに問題があったんちゃうかなというふうに思います。これが1つ。

もう一つは、4番目に申し上げました、空き家になって蛇や犬、猫のすみかになっているところもたくさんあるんで、そういうのを、その対策については具体的にどうするのか、雑草の刈り取りなんかも含めて必要だと思うんですけども、どうなんでしょうか。

以上です。答弁お願いします。

○井上議長 森田課長。

○森田まちづくり課長 まずは、空き家の組織でございますが、現在は組織をつくっていくという議論までは至っておらないという状況でございますけれども、空き家につきましては非常に、防災面でありましたり衛生面でありましたり、景観等、多岐にわたる課題が

横断的にございまして、それに応えていく必要があろうと思いますけれども、今現状では庁内の関係課による連携体制を行いまして対応してまいりたいというふうに考えております。

それと、長期化放置されました空き家等につきましても、ただいま御答弁申し上げましたとおり、非常に多くの分野にわたる部分がございますので、庁内の連携を密にしながら行ってまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○井上議長 徳丸議員。

○徳丸議員 対策委員会をぜひ設けてほしいと思うんです。でないと、幾ら空き家バンクに登録してほしいと要請をしても、行政側が積極的にならなければ登録する人も少ないと思う。その結果、例えば年間1件でも2件でも空き家貸そうかということが出てくれば、それはそれなりの成果が出てくると思うんです。ぜひそういうことで、前向きにお願いしときたいと思います。

以上です。

○井上議長 質問事項2番目の答弁者、北浦教育課長。

○北浦教育課長 御答弁申し上げます。

本村の小・中学校の運動会、体育祭での組み体操における事故は起こっていません。

昨年の八尾市の中学校での事故の報道後、村教育委員会議では、学校が決めることだが大阪市が示している5段までという基準を参考にしたらどうかということになり、各校へ通知しました。このような経緯から、ことしの運動会、体育祭では、いずれの学校も組み体操は5段以下の予定であることを確認しており、練習から本番まで安全確保に十分留意されるものと考えております。

以上でございます。

○井上議長 再質問をお受けします。

徳丸議員。

○徳丸議員 本村の場合、児童・生徒数が非常に少ないもので、10段せえと言うても、それこそ無理やと思うんです。ですから、5段にするのであれば、これは学校が決めることですので、教育委員会としてもどうのこうの言えないと思うんですけれども、十分に安全面では配慮していただきたい。強く要望しておきたいと思います。

以上です。

○井上議長 以上で本定例会に付議された案件は全て終了いたしました。

ここで松本村長より挨拶がございます。

○松本村長 今議会の、9月1日から23日という非常に長期の議会でしたが、どうも皆さん御協力ありがとうございました。

私は、ちょうど6月19日でございますが、これから私どもの村、できるだけ元気になりたいということで村長に就任させていただきました。ところが、先ほども関口先生の質問、あるいは浅野先生の質問にもあるとおり、今小吹台で非常に残念な状況になっているということもございます。それとともに、確かに千早地区でも昭和60年からでございますが、もう既に40年近く非常に嫌われる仕事が、これも河内長野領で継続されているというようなところでございまして、なかなか我々のように非常に小さい町村で隣の町との境界地区に起きる、そういう事業に対して、法令的には我々が何もできないような状況ということで非常に残念やなと思います。

ただ、私どもの村も、これからやっと市街化調整区域の利用についても府からある一定の運用面でのアローアンスをいただいたというような状況でございまして、これからいい村をつくっていかなくちゃいかん、そういうところで私たちもできるだけコンプライアンス、いわゆる法令遵守の精神でこれからはいい村づくりに精いっぱい努力していきたいと、そういうふうに思っております。

私どもも、できる範囲は精いっぱいやりますし、またそれを超えてもできるだけ我々の努力、あるいは熱意でいける範囲を見定めながら、精いっぱい努力していきたいなど。只うちの村は、私どもの思いといたしましては、過疎地域からのできるだけ早い時期の脱出、日本で一番最初の過疎からの脱出を基本としておりますので、またぜひ皆様につきましても、千早赤阪村がよくなるために、いわゆる企業誘致、あるいは先ほど徳丸先生の質問もございました空き家もできるだけ少なくして、空き家に住んでいただく、あるいは新しく家を建設していく、そういう面で千早赤阪村が少しでもよくなるように精いっぱい努力したいと思いますので、また御協力をお願い申し上げます、本議会の最後の挨拶といたします。今回はどうも御苦労さんでございました。

○井上議長 どうもありがとうございました。

これで本日の会議を閉じ、平成28年第3回千早赤阪村議会定例会を閉会いたします。

どうも御苦労さまでした。

午後2時13分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

千早赤阪村議会

議 長 井 上 昭 司

議 員 田 中 博 治

議 員 山 形 研 介